

令和 8 年度 第 1 回
東京都児童相談体制等検討会

令和 8 年 8 月 27 日

児童相談体制の強化に向けた令和8年度の主な取組状況

項目	令和8年度の取組内容	取組状況
1 業務の標準化	東京ルール of 周知・理解促進 (令和8年3月改正・6月運用開始)	- オンライン説明会を都区児相・全区市町村向けに実施 - 東京ルールのポイントをまとめた冊子を作成し、都児相・区児相・子家センに配布
	新たにWGで議論すべきテーマの検討	実務的に議論すべきテーマについて調査を実施し、WGテーマ案を選定 (P3~5) ＜協議事項＞
	児童養護施設の入所調整一元化 (入所調整システムの構築)	都区児相・施設のWGにて議論しながら、システムの設計・構築、運用ルールの策定など、取組を推進
2 個別ケースに係る専門性向上	東京児童相談事例共有システムの充実	- 都児相・区児相・子家センから収集した事例を随時掲載 - システム改善要望調査を実施し、改修対応中
	専門相談窓口の本格運用	令和8年1月の窓口設置後、区児相・子家センから計23件の相談に対応 (P6,7) ＜報告事項＞
3 人材育成の共同推進	共同企画研修等の実施	- 開放科目を拡大し、共同企画研修・相互開放研修を実施中 - 今後の実施内容の方向性案を整理 (P9~11) ＜協議事項＞
	人事交流等の実施	- 都児相と区市町村との相互交流を新たに開始 - 都児相から区市町村への短期派遣研修を新たに開始 - 誠明学園での体験研修を新たに開始 - 今後の枠組み等の方向性案を整理 (P12~15) ＜協議事項＞
	子家センの専門性向上に向けた取組	- 心理職ガイドラインのオンライン説明会を実施 - 今後の取組の方向性案を整理 (P16) ＜協議事項＞

- 5月に実施した都児相・区児相・子家センへの調査回答結果を踏まえ、業務の標準化を進める上でワーキンググループ(WG)において実務的に議論すべきテーマ案を3つ選定

① 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

- 性的虐待の被害事実確認（刑事事件として立件が想定されるケース等）では、子供の負担軽減及び供述の信用性確保のため、**検察・警察・児相の3機関による協同面接**による聴取を行う場合あり
 - ▶ 他機関（検察・警察）との円滑な連携を図るため、児相ごとで対応が異なることがないよう、都区児相における対応の標準化が必要
- 性的虐待の通告が子家センに入る場合もあるが、性的虐待は子供の安全確保や一時保護の要否判断が求められるため、**初動対応が極めて重要**
 - ▶ 子家センと児相が、調査の進め方や役割分担等を**初期段階から一緒に検討**するなど、連携した対応を取ることが重要

- ✓ 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応に関して、都児相・区児相・子家センで共通認識を持ち、児相間で統一的な対応を取るための方策について、WGにおいて議論

② 子家セン間のケース移管

- **保護者・子供が他の自治体に転居した場合、ケースのリスク認識にズレが生じたり、自治体間の引継ぎが不十分で行政の関りが希薄になるなど、援助過程に空白が生じ、虐待が再発する恐れあり**
 - ▶ 転居前後での**リスク評価と引継・情報共有が重要**であり、虐待の再発防止と援助の継続性確保のため、**自治体間で統一的対応が必要**
- **児相間のケース移管については全国ルールがあり、R6・7年度WGにおいて都区児相で全国ルールに基づいた共通認識のとりまとめを実施（ガイドブック作成）**
- **一方で、区市町村間（子家セン間）のケース移管については、児相間（全国ルール）と同様のレベルでの基準はない**
 - ▶ **子家セン間のケース移管について、一定のルールの整理が必要**



<児相間のケース移管ガイドブック(R8.3)>

- ✓ **子家セン間のケース移管に関して、現状の制度や課題を整理した上で、共通ルールの整備に向けて、WGにおいて議論**

③ 子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化

- 児相と子家センの連携強化においては、日常的な相談・助言ができる関係性の構築が重要
- 一方で、調査回答結果からは、児相と子家センの連携は担当者個人の関係性によることが多く、定例会議以外に相談・助言できる場がないとの意見や、子家センのアセスメント力の更なる強化が重要との意見あり

✓ 子家センから児相へ日常的な相談ができ、相談に対して児相が子家センへ適切なスーパーバイズ (SV) 機能を発揮できる枠組みについて、WGにおいて議論

今後の方向性（案）

- ① 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応
 - ② 子家セン間のケース移管
 - ③ 子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化
- ⇒ 上記3テーマをWGにおける検討項目とし、令和8年度は「課題の共有・論点整理」を行い、令和9年度はそれを踏まえた「議論のとりまとめ（成果物の作成を含む）」を実施

受付状況概要（R8.1月～R8.7月末）

区分	機関	相談の種別	R7	R8	合計
特別区	児相	一時保護・措置の実務判断	4	2	6
		障害・医療的ケア児への対応	1	4	5
		制度解釈・体制整備	1	1	2
		関係機関連携・通告対応	0	1	1
	児相 小計		6	8	14
	子家	保護者対応・関係構築	1	1	2
		外国籍・国際事案	1	0	1
		子家 小計	2	1	3
特別区 計		8	9	17	
市町村	子家	一時保護・措置の実務判断	0	1	1
		制度解釈・体制整備	0	2	2
		保護者対応・関係構築	0	1	1
		外国籍・国際事案	1	0	1
		関係機関連携・通告対応	1	0	1
	子家 小計		2	4	6
市町村 計		2	4	6	
総計		10	13	23	

＜主な相談一覧＞

□ 一時保護・措置の実務判断

- ・措置延長中19歳児童の自立生活援助
- ・無断外出児童の一時保護解除・行方不明届手続

□ 障害・医療的ケア児への対応

- ・医療的ケア児の緊急時医療同意・長期的養育方針

□ 外国籍・国際事案

- ・無国籍・在留資格無の多子世帯・特定妊婦への公的関与の範囲
- ・ネグレクト受理中家庭の海外出国に係る入管照会の早期化

□ 保護者対応・関係構築

- ・長期海外生活だった児童の自傷・過量服薬への保護者対応
- ・面前DV通告の記録削除を要求する保護者への対応
- ・係争中ケースで父からの職員名開示・録音録画要求の対応

□ 関係機関連携・通告対応

- ・SNS動画内の居所不明児童に関する189通告への対応方針
- ・学校との連携困難（通告元秘匿問題）への対応工夫

□ 制度解釈・体制整備

- ・親権者不同意下での同居届の受理可否
- ・一時保護の司法審査に係る児相への情報提供の取扱い

相談対応事例の紹介

事例1 一時保護の司法審査に係る児相への情報提供の取扱いに関する相談

- 一時保護の司法審査において、子家センから児相へ提供する資料が、裁判所を通じて保護者や外部関係者に漏れないかを確認したいとの相談
 - 当該自治体のコンプライアンス部門から、通告元の記載が外部に漏れて追及や開示請求、訴訟に発展する懸念が示され、**情報提供の適法性について、具体的見解を求めたもの**
- **児相職務経験者及び専門課長等において検討の上、関係文献等を踏まえて回答**
 - 国の一時保護司法審査マニュアル上、提供資料（事件記録）は裁判所から保護者等に送付・閲覧謄写されず、**通告元情報を含む提供も適法である旨を回答**
 - あわせて、裁判所の決定後に保護者から児相へ開示請求があった際は、**児相が開示・不開示を判断し適切に対応する点を補足して説明**

事例2 医療的ケア児の緊急時医療同意、長期的な養育・療育方針に関する相談

- 一時保護中の医療的ケア児について、保護者が延命につながる医療行為（気管挿管・気管切開・人工呼吸器装着等）に不同意を示している事案
 - 緊急時に保護者の同意が得られない場合の医療対応の考え方や、長期的な視点での本児の養育・療育・医療、成人以降の養育者のあり方について助言を求めたもの
- **児相職務経験者及び専門課長等において検討の上、即日回答**
 - 保護者からの医療同意を得る努力をしたうえで、**一時保護中の生命・身体安全確保のための緊急措置として、不同意の際の児相長権限行使について保護者に説明し、児相長の権限で医療に同意できる旨を回答**
 - 長期的に、施設措置等を目的とする場合の医療行為などについては、親権停止や法第28条申立等の法的整備、成年後見申立ての検討など、**措置児相として本児の将来を保障する組織判断が必要と助言**

■ 令和7年度は、児童相談業務に携わる人材に求められる共通の「力」と、「力」を伸ばすための育成策の在り方について議論

- ✓ 求められる共通の「力」とは、以下の5つ
①基礎的な力、②コミュニケーションスキル、③高い専門性、④組織管理能力、⑤他機関への理解
- ✓ 人材育成は、自己研鑽、OJT、研修機関による専門研修、他機関への派遣研修など、様々な取組により展開
- ✓ 求められる「力」を伸ばすためには、それぞれのスキルの特性に合った育成策を行う必要
- ✓ 児童相談業務においては、個々人の専門性のみならず、お互いへの理解が不可欠であることから、この「力」を伸ばすためには、①職務遂行力 及び ②他機関等への理解 という2つの視点で育成策を検討する必要
- ✓ 職務遂行力の向上や他機関への理解促進に向けた方策として、共同での研修や人事交流は有効であり、これらの効果的な実施方法について今後検討

<イメージ>

①職務遂行力

②他機関等への理解

基礎的な力

コミュニケーションスキル

高い専門性

組織管理能力

他機関等への理解

⇒ 自己研鑽、OJT、
自治体内研修

⇒ 自己研鑽、OJT、
自治体内研修、専門研修、
共同企画研修等

⇒ 自己研鑽、専門研修、
共同企画研修等、
長期派遣

⇒ 自己研鑽、専門研修、
共同企画研修等

⇒ 共同企画研修等、
長期派遣、短期派遣

- 令和7年度の議論を踏まえ、令和8年度は、人材育成・人事交流に係る今後の方向性や、具体的な取組内容について、検討部会（課長級による会議）を中心に議論（2回開催）
- ①共同企画研修等の実施内容、②人事交流等の実施内容、③子家センの専門性向上に向けた取組の3つのテーマで意見交換を行い、それぞれの方向性（案）を整理

- 今年度は、主に中堅層を対象とした専門的知識の共有を目的に、**都区共同企画の研修や、都と区が個別に実施する研修への相互開放**を行い、自治体間の「顔の見える関係」の構築を推進
- 自組織内で育成するに当たって、**育成に課題を感じている職層・職種や、どのような研修プログラムがあると良いか等**、意見交換を実施

検討部会における主なご意見

- ・ 都区児相間で、**保護所職員が相互に研修する機会が少ない**
- ・ **都区児相と子家センの職員が同時に参加可能な研修が少ない**
- ・ **子家センにおける心理職SV向けの研修があるとよい。また、子家セン職員が保護所の業務を理解する機会もあるとよい**
- ・ **3～4年目職員向けの研修が少ないため、交流や意見交換ができる研修があるとよい**

児童相談体制における現状把握のための調査結果における主なご意見

- **研修等の参加が、移動手段の困難さや、職員数が少ないために叶わないのが悩ましい**
- **島しょ地区からは交通費の都合で都児相主催の虐待対応研修等への参加が困難**

令和 8 年度 都区合同研修

都区共同企画研修

① 中堅層強化

- 令和 8 年 8 月 25 日 基調講演「会議場面におけるトラウマインフォームドアプローチ」開催
- 講義とグループワークによる研修を 5 回開催（令和 8 年 10 月～12 月）、都区児相・子家セン職員が交流

② 先進的取組の共有

- 虐待防止学会等で発表を行った演題について、東京での児童相談分野での先進的な取組として共有（令和 8 年度下半期開催予定）
- 令和 7 年度演題「サインズ・オブ・セーフティ導入の取組と組織的变化」「児童保護者の早期支援、予防的支援に関する考察」等

都区相互開放研修

① 模擬個別ケース検討会議（都）

- 都区児相、子家センの職員が模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深める
- 今後、6 回開催予定（令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月）

② 面接スキルトレーニング研修（都）

- 都トレーニングセンターにて体験型演習を実施
- 5 月～2 月、1 人 5 日間受講

③ 司法面接（特別区職員研修所）

- 司法面接に係る講義、ロールプレイを警察・検察と協同で実施
- 令和 8 年 5 月、7 月実施済。今後、2 回開催予定

④ 児童心理司リーダー研修（特別区職員研修所）

- 児童心理司のリーダーとして求められる最新の知識・技術を学ぶ
- 令和 9 年 1 月実施予定

＜令和 8 年度から新規実施＞

⑤ 指導教育担当児童福祉司任用前研修（特別区職員研修所）

- S V 業務に必要な知識、技能を習得
- 8 月、1 月の前期後期計 5 日間受講

⑥ 面接スキルトレーニング研修アドバンスコース（都）

- ②を修了した職員に対し、都トレーニングセンターにて体験型演習を実施
- 5 月～12 月、1 人 4 日間受講

⑦ 児童支援スキルアップ研修（都）

- 都トレーニングセンターにて小規模のグループで、児童支援スキルの向上を図る
- 6 月～10 月、1 人 5 日間受講

今後の方向性（案）

○ 現行の共同企画研修「中堅層強化」、「先進的取組の共有」は継続

- ・ 研修のプログラム内容については、受講者アンケート結果等を踏まえ、引き続き都と区で検討を進める

○ 保護所職員向けの研修の充実

- ・ 「先進的取組の共有」の中で、引き続き保護所職員による発表を選定候補に含めることにより、保護所の取組を共有する機会の確保に努める
- ・ 保護所職員に対する研修の更なる相互開放等を通じ、都区合同研修の機会の拡充を検討

○ 子家セン向けの研修の充実

- ・ 「子供家庭支援センターにおける心理職ガイドライン」に関するオンライン説明会を実施（8月7日開催）するとともに、令和9年度から子家セン研修に組み込んで研修の実施を検討
- ・ 区市町村から都児相への短期派遣研修の中で、保護所の見学（令和8年度より全所で実施）を継続
- ・ その他、子家セン職員が参加可能な研修の充実、オンデマンド配信を検討

- 今年度から、都児相と区児相・子家セン職員（豊島区児相、新宿区・江東区・練馬区・八王子市子家セン）の相互交流を開始（児相職員は児童福祉司が対象）
- 相互交流における対象職種の拡大や区児相間の相互交流のニーズ等について意見交換を実施

検討部会における主なご意見

対象職種の 拡大

- ・ 心理職は異動先が限られるため、都や他区との長期交流があったほうがよい
- ・ 心理職について、制度として仕組みがあると職員への声かけがしやすく、出しやすい
- ・ 保護所職員についても、都区交流や区間交流は効果がある

区児相間の 相互交流

- ・ 区児相間の方が同じような業務を行っており行きやすいが、制度としての仕組みがないと進みにくい
- ・ 基礎自治体としての区政全体の感覚も含め、区同士のほうが分かり合える面もある

研修派遣の意向等

※ 令和8年度児童相談体制における現状把握のための調査結果より

<子供家庭支援センター>

- 都児相や区児相、他自治体の子家セン等への研修派遣の意向
あり : 12区市
検討したい : 12区市町村
なし : 38区市町村
⇒ 派遣を想定する主な職種
福祉職（22） 心理職（16） 事務職等（4）
- 都児相職員の派遣受入の意向
あり : 10区市村
相談の余地あり : 29区市町村
なし : 23区市町村

<区立児童相談所>

- 都を含む他自治体への研修派遣の意向
あり : 3区
検討の余地あり : 2区
なし : 5区
⇒ 派遣を想定する職種
児童福祉司（3） 児童心理司（4） 保護所職員（3）
- 都を含む他自治体職員の派遣受入の意向
相談の余地あり : 6区
なし : 4区

令和8年度相互交流職員へのフォローアップ状況

- 今年度の相互交流対象職員へアンケート調査やヒアリング・意見交換会等を実施し、フォローアップを図るとともに、現行の課題等を洗い出し、より効果的な取組となるよう対応を検討

<アンケートやヒアリング等から見てきた事項>

○ 学びや気づきに関する意見

- ・ 児相、子家センどちらにおいても**双方の知識を持つことでケースワークの幅が広がる**
- ・ 児相と子家センの役割が明確になり、**援助方針や協力依頼のケース検討の齟齬が少なくなる**
- ・ 児相と子家センの連携にあたっては、**先入観を持たず、都度の対話による合意形成と役割分担が重要**
- ・ **派遣先から見た視点での連携の在り方、自組織の動きを捉えることで連携の仕方を学ぶことができる**
- ・ **外から自組織を客観的に見る視点が得られ、自組織が改善すべき姿勢やあり方への気づきにつながる**

○ 課題

- ・ **相互派遣の趣旨や目的の明確化と浸透（派遣元・派遣先・派遣職員）**
- ・ **派遣元のフォロー体制、派遣先の受入れ体制の整備**

今後の方向性（案）

☛ 将来的なニーズも踏まえ、幅広い人事交流の枠組みを構築

- ・ 次年度より、対象職種を児童福祉司に加え、**児童心理司、保護所職員へ拡大**
- ・ 都区間での相互交流に加え、**区児相間の相互交流の仕組みを新たに設定**
- ・ 人事交流がより効果的な取組となるよう、**フォローアップの充実と改善に向けた取組を実施**

○ 区市町村から都児相への派遣（原則２年）【継続】

○ 都児相と区市町村、区児相間の相互交流 【拡大】

- ✓ 都と特定の自治体又は**区児相間**で職員を派遣し合う

対象 【都】都児相、【区市町村】子家セン、区児相
※ 児相は児童福祉司、**児童心理司、保護所職員**が対象、概ね３年程度の職務経験を有する職員

実施規模 都全体で若干名

派遣期間 原則２年

今後の流れ 10月下旬、区市町村に意向調査を実施。その後、意向ありの自治体と個別調整

○ フォローアップの充実と改善に向けた取組

- ✓ 年度後半にも意見交換会や個別ヒアリングを実施し、**フォローアップを継続**
- ✓ **相互派遣の趣旨・目的の明確化、派遣元・派遣先・派遣職員への周知や理解浸透に向けた取組**を検討

- 職場体験等の短期派遣研修に関するニーズや、今年度から実施予定の都児相から区市町村への短期派遣研修における効果的なカリキュラムの内容等について意見交換を実施

検討部会における主なご意見

- ・ 児童自立支援施設への5日間程度の短期実習も希望する
- ・ 都児相から区市町村への短期派遣については、子家センの強みである支援プランをベースにした関わり方や、子育て支援事業を都児相職員が体験し、しっかりと獲得することは意味がある

今後の方向性（案）

○ 児童自立支援施設での実習 【拡大】

従前より萩山実務学校においてアセスメント研修として実施。令和8年度より誠明学園での体験研修を開始。現状どちらも1日間での実施であるため、**今後、期間等含め実施内容を検討**

○ 区市町村から都児相への派遣（5日程度） 【継続】

○ 都児相から区市町村への派遣（1～5日程度） 【拡大】

都児相から子家センへの短期派遣については、**渋谷区（児童相談センター）、三鷹市（杉並児相）、府中市（多摩児相）にて、令和8年度から新たに先行実施**。派遣先の職員の具体的な動きが理解できるような効果的なカリキュラムを検討の上、**令和9年度以降、順次拡大**していく方針

- 子家センの抱える課題や都に求める支援内容等について意見交換するとともに、昨年度末に策定した「子供家庭支援センターにおける心理職ガイドライン」の実務者への周知・普及啓発の方法を検討

検討部会・児童相談体制における現状把握のための調査結果における主なご意見

○ 子家センが抱える課題

- ・ 専門的対応が難しいケースがあり、都児相からの助言・援助があるとありがたい
- ・ 市町村部は、児相が複数市町村を所管する構造上、区部と比較して児相と子家センが連携しにくい。子家センの専門性発揮には、児相側の地域支援の体制強化や市町村への人的・物的支援のバックアップの充実が必要
- ・ こども家庭センターガイドラインにおいて、支援を要するケースについて作成することとされているサポートプランの作成は現状できていない

○ 心理職ガイドラインの普及啓発

- ・ 心理職が配置されているものの、ケースワーカー化してしまい専門性が生かされていない
- ・ 児相心理司と子家セン心理専門支援員の情報交換や合同研修の機会があると良い

今後の方向性（案）

- ・ 子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化についてWGで検討
- ・ 子家センの寄り添い支援への対応力向上に向けた取組を検討
- ・ 心理職ガイドラインの普及啓発については、令和8年度はオンライン説明会（講義形式）を実施（8月7日開催）するとともに、子家セン心理専門支援員と児童心理司との連絡会でのテーマに設定し、意見交換を行う。令和9年度以降、子家セン研修に組み込んで研修を実施予定
- ・ その他、子家セン職員が参加可能な研修の充実を検討

令和 8 年度の取組に係る今後のスケジュール

	R8. 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R9.1 月	2 月	3 月
検討会		第 1 回 ・ 取組状況の報告 ・ 部会議論の報告 ・ WGでの検討項目の決定						第 2 回 ・ 取組状況の報告 ・ 部会・WG議論の報告 ・ 次年度の方向性を共有	
検討部会	第 2 回 ・ 今後の取組の方向性 ・ WGでの検討項目						第 3 回 ・ WG議論の報告 ・ 今後の具体的な取組内容		
ワーキンググループ			WG検討項目に関する調査	第 1 回 ・ 課題の共有 「協働面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」 「子家セン間のケース移管」	第 2 回 ・ 第1回WG論点整理 ・ 課題の共有 「児相の子家センへのSV機能・子家センから児相への相談のスキーム化」		第 3 回 (状況により書面開催)		

【概要】

○ 〒143-0015

東京都大田区大森西二丁目3-22

(大田区こども未来総合センター内)

○最寄駅：京急本線「平和島」駅 徒歩8分

○ 令和8年8月1日 (土)

○ 大田区全域

○定員 30名 ※設置場所は非公表

○児童虐待に関する通告・相談を、大田区と合同で
受け付ける窓口設置

○都区合同インテークや合同緊急受理会議の実施等

【案内図】

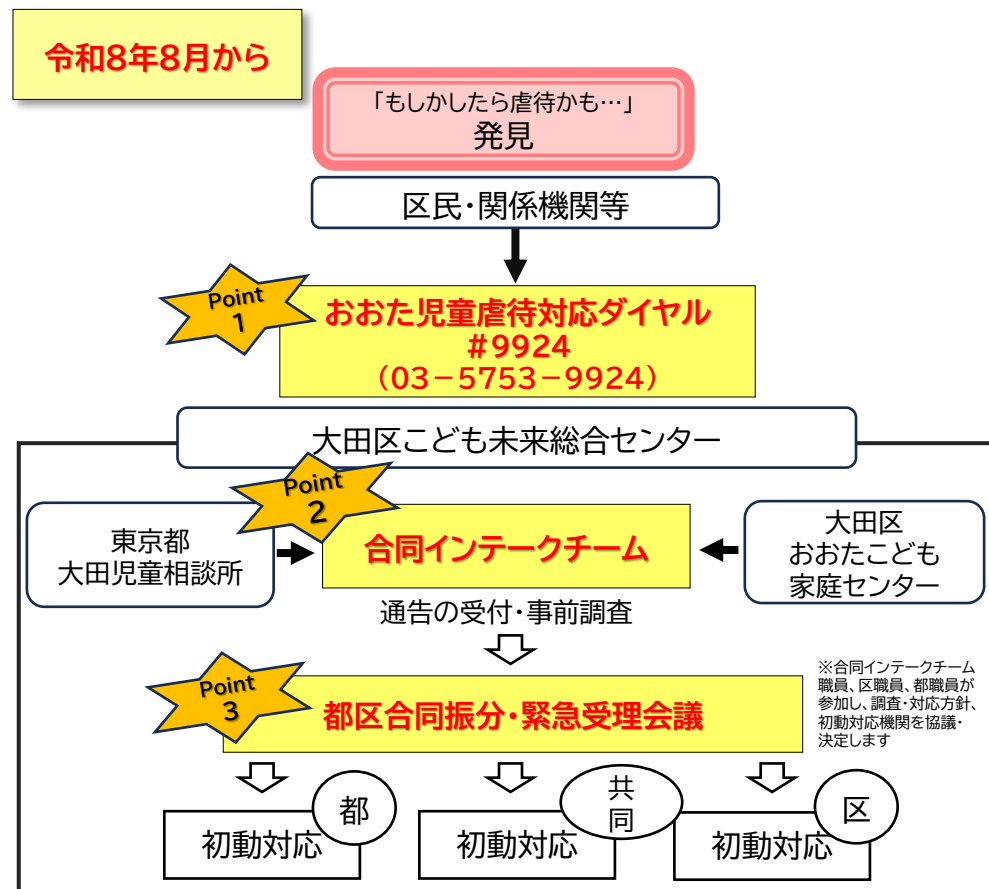
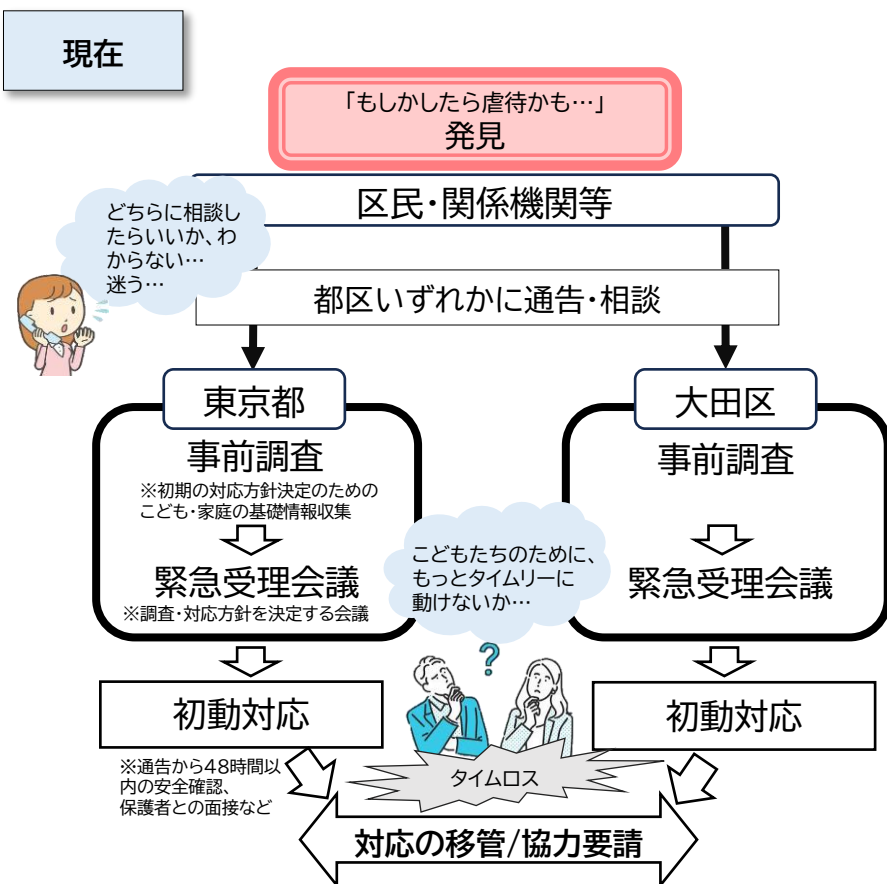


【建物外觀】



大田区こども未来総合センターにおける「新たな児童相談支援体制」

大田区こども未来総合センターでは、「わかりやすい児童虐待の通告・相談窓口」をめざし、大田区のこどもに関する虐待通告・相談を受け付ける都区共通ダイヤル「おおた児童虐待対応ダイヤル」の運用を開始します。



Point 1 おおた児童虐待対応ダイヤル「#9924」の運用開始

これまで大田区、東京都、それぞれが受け付けていた児童虐待通告・相談に関する窓口・連絡先を1つにします！

Point 2 都区合同インテークチーム

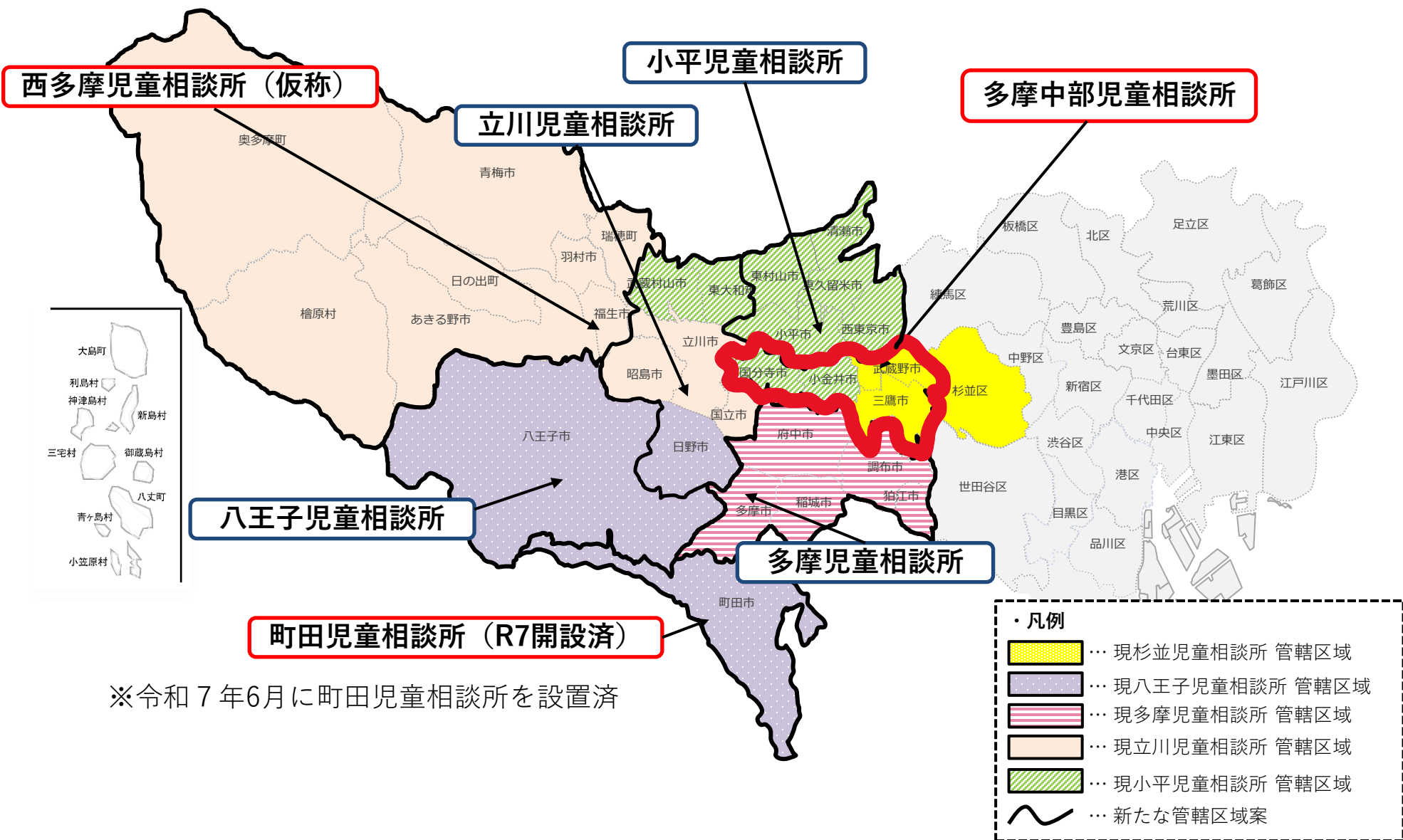
各々で行っていた虐待通告の受付、事前調査を、相互に併任をかけた都区職員で構成するチームが対応する体制を整え、迅速な対応につなげます

Point 3 都区合同振分・緊急受理会議

受け付けた虐待通告・相談への対応方針を決める「緊急受理会議」を都区合同で実施することで、初期段階から情報共有・協議が可能になり、適切な初動対応機関を迅速に決定し、よりの確な支援を可能にします

東京都多摩中部児童相談所の設置について

- ・令和4年度に策定した「多摩地域児童相談所配置計画」では、再編後の各児相の管轄自治体を決定し、公表
- ・令和5年度の適地調査では、新設児相を設置する場所及び開設年度も決定し公表



東京都多摩中部児童相談所の設置について

- 「多摩地域児童相談所配置計画」に基づき、令和8年第二回都議会定例会において、以下のとおり条例を改正

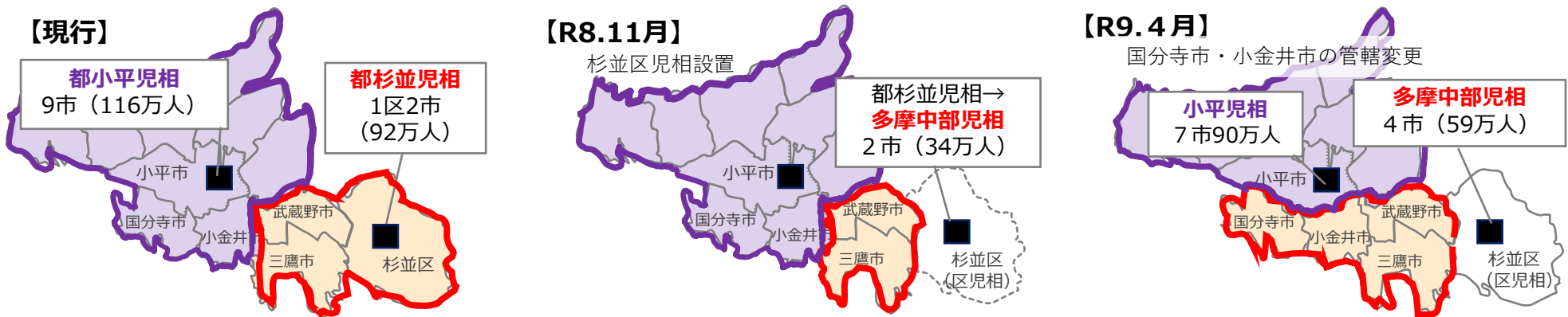
【令和8年11月施行】 杉並区児童相談所開設に伴い、**都杉並児童相談所**の管轄区域から**杉並区**を除外

「多摩中部児童相談所」に名称変更

【令和9年4月施行】 児童相談所間の管轄人口規模のバランス均衡化のため、

国分寺市・小金井市の管轄を小平児童相談所から多摩中部児童相談所へ変更

※相談支援業務を円滑に移管するため、年度の替わり目に実施



※R11年度に多摩中部児相は武蔵野市に移転予定

導入の経緯

東京都と警視庁の虐待情報の共有方法は、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書」に基づく情報共有を含めて、煩雑・非効率な面を課題としていた。

本システムは、迅速・円滑な情報共有方法の構築や業務の合理化を実現し、深刻化する虐待事案に的確に対応するため、開発・導入された。

主な機能

①オンライン通告（ファイル共有（送受信））機能・補足項目入力機能

○虐待・要保護にかかる児童通告書、措置結果通知書は、データによる送受信が実現

→迅速な通告の実現、誤送付防止、郵送事務削減

→相互の電話対応等の業務負担が減少

○警察が補足事項をシステム入力

②警察による歴照会機能

○警察がシステムで歴照会を実施

→電話対応等の業務負担減少

○警察は虐待事案を認知後、迅速な照会が可能

→虐待事案への対応力向上

③虐待情報の共有機能（協定に基づく児童相談所から警察への虐待情報の提供）

○児相システムから虐待情報を自動連携して警察に提供

→児相職員の業務負担が減少

○虐待情報を随時提供、警察に迅速な情報提供可能

→虐待事案への対応力が向上

運用状況

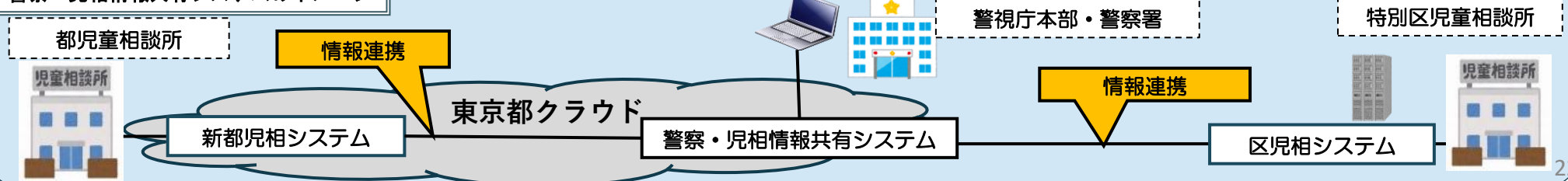
○運用中

①オンライン通告（ファイル共有）機能

○運用開始日調整中

②警察による歴照会機能・③虐待情報の共有機能

警察・児相情報共有システムのイメージ



こども家庭センター体制強化事業について

1 目的

妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。

すべての家庭が健やかに子育てできる環境を整えることで、虐待の未然防止に繋げる。

2 経緯

児童福祉法および母子保健法の改正により、区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化（令和4年度改正、6年度施行）

- ☞ 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」（R3～）と「とうきょう子育て応援パートナー事業」（R4～）を一体化。
「こども家庭センター体制強化事業」を実施し、子供家庭支援センター（児童福祉部門）と母子保健部門の連携をより一層強化（R6～）
- ☞ 令和7年度より、支援の効果を測るためモニタリングシステムを構築、令和8年度より区市町村へシステムを展開

3 事業概要

（1）人材育成

子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施

（2）連携ツールの提供

共通のアセスメント基準を活用し、合同会議を実施

（3）運営支援

アドバイザー委員会による体制構築や支援方法への助言

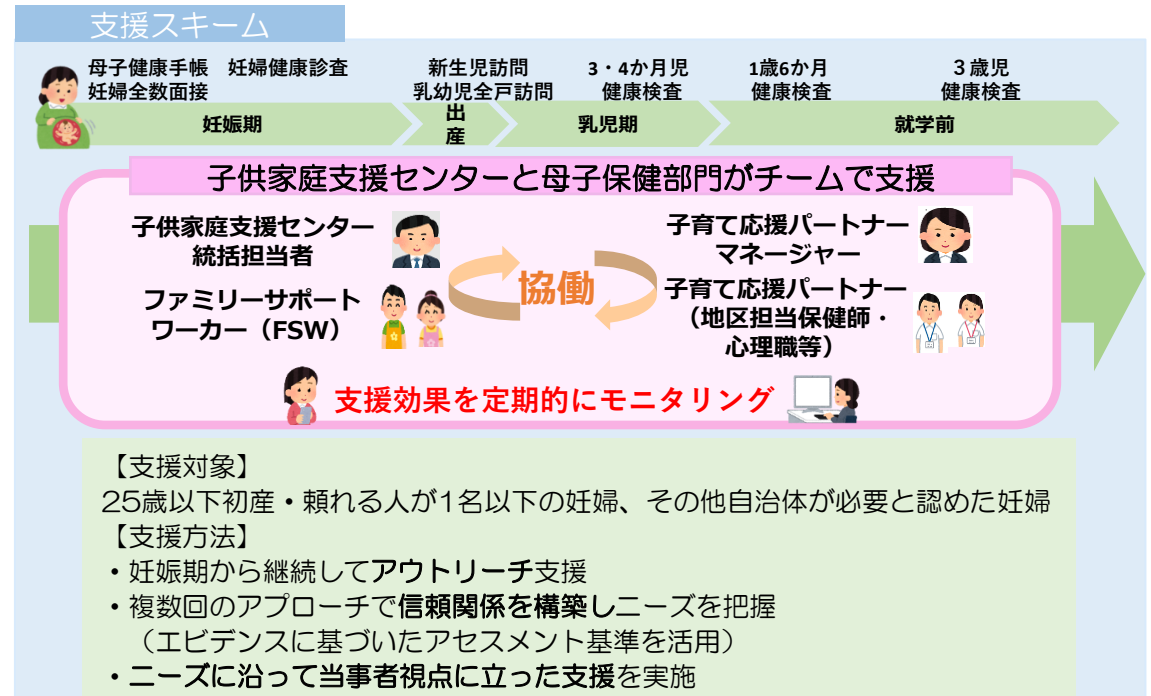
（4）人員配置に係る支援

下記①～③のいずれかを選択、配置される支援員に対し補助補助率10/10（令和8年度まで）

- ① 子供家庭支援センターにチームを設置
- ② 母子保健部門に専門職を配置
- ③ 両部門に支援者を配置

（5）支援効果モニタリングシステムの運用

【令和8年度予算額】 1,462,327千円



モデル支援の効果（最終報告）とこれまでの支援との比較

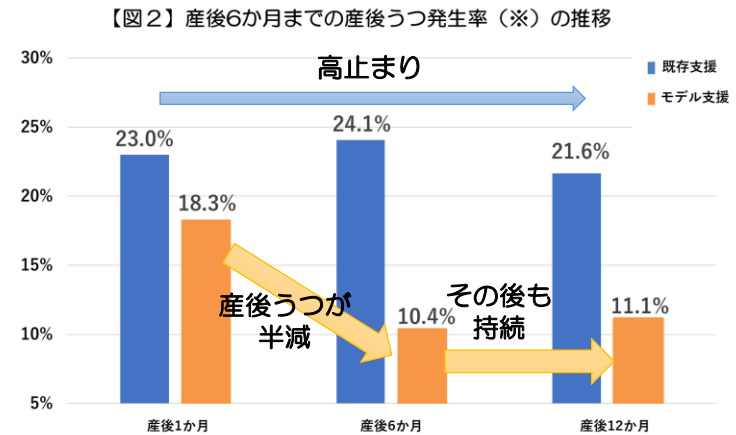
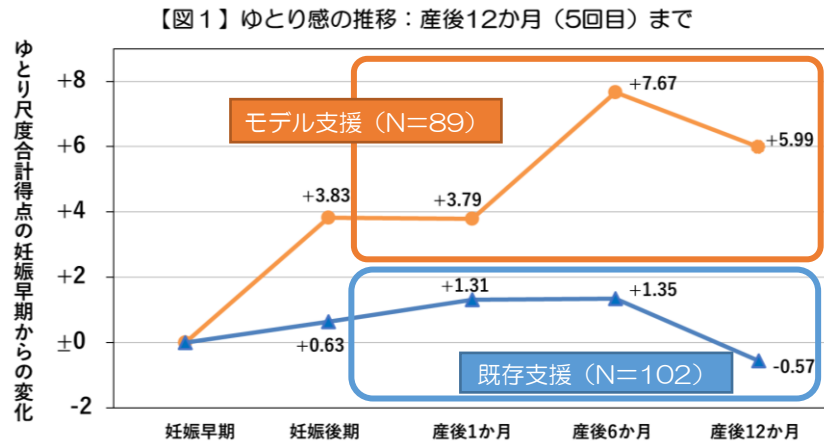
効果

●ゆとり指標の向上（主アウトカム）※図1

- 養育者のゆとり感の低さ（経済的・時間的・精神的・体力的・生活全般）は、母親による子どもへの身体的暴力を予測する（Nakanishi & Nishida 2021）。
- そのため、本事業では、支援対象者の「ゆとり感」を高めることを効果指標の一つとしている。

●産後うつ発生率（産後うつ該当者数）の減少（副次アウトカム）※図2

- 母親の精神的な不調は、虐待の三大リスク要因の1つである。
- そのため、本事業では、産後うつ症状（エジンバラ得点）の低下を効果指標の一つとしている。



（※）支援対象者に占めるエジンバラ得点9点以上の割合

従来との比較

	従来支援	モデル支援	重視していること
支援対象	ハイリスクアプローチ	⇔ 長期的な支援が想定される方を重点的に支援	信頼関係
支援指標	支援者が考える必要な支援	⇔ 支援対象者の主観（ゆとり感：50点満点）	本人のニーズ 支援方針の見直し
アセスメント	担当者の経験で影響	⇔ アセスメント項目に基づき、困り度を見える化	資源の分配

こども家庭センター体制強化事業 アーリーパートナーシップシステムの概要

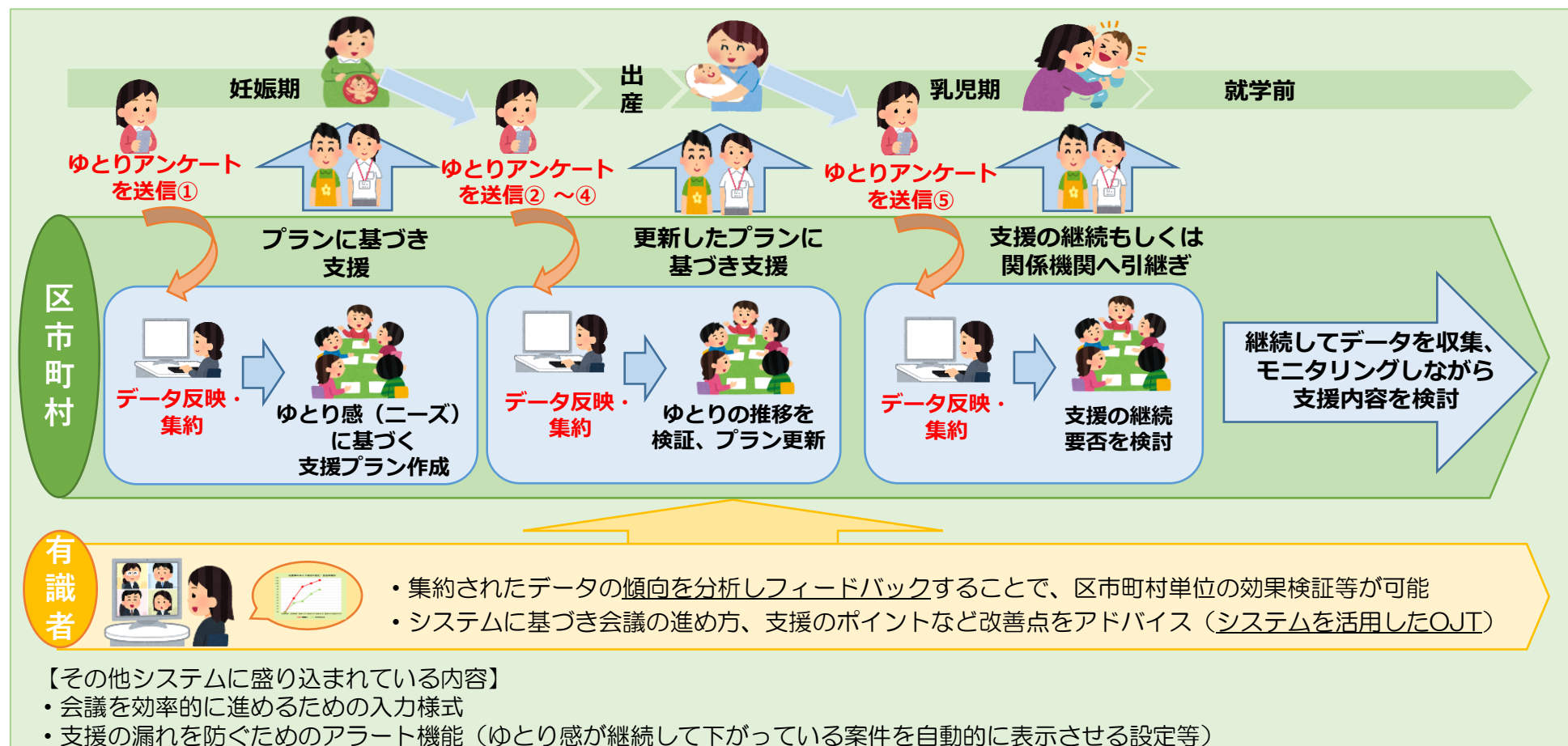
これまでの取組と効果

- ・ 予防的支援推進とうきょうモデル事業では、妊産婦のニーズに沿って「ゆとり感（※）」を指標とした支援を実施
- ・ 個別ケースについて定期的にモニタリングし、支援効果を測定することによりさらに支援を充実

（※）経済的・体力的・時間的・精神的・生活全般の5つのゆとりを妊産婦自身が10点満点で回答。点数が高いと育児の際に子供を叩く虐待行動を防ぐ効果。

要求内容

- ・ こども家庭センター体制強化事業においても、妊産婦の「ゆとり感」をモニタリングしながら支援のPDCAを回せるよう、アンケート集約システムを開発（令和7年度開発・テスト、令和8年度運用）
- ・ 有識者により区市町村単位の分析を行い、フィードバックおよびスーパーバイズを実施



P2～11 子供家庭支援センター

- ・業務の標準化
- ・人事交流
- ・心理専門支援員
- ・その他意見

P12～17 特別区児童相談所

- ・業務の標準化
- ・ケアニーズの高い児童に対する支援
- ・人事交流
- ・人員配置
- ・その他意見

P18～21 東京都児童相談所

- ・業務の標準化

令和8年度 児童相談体制における 現状把握のための調査結果

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

《調査概要》

目 的:子供家庭支援センターにおける相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題、ニーズ等の把握

実施時期:令和8年5月14日～同月28日

対 象:62区市町村

【業務の標準化】

(問)R6・7年度、児童相談体制等検討部会WGにおいて、ケース移管に係る全国ルールや「東京ルール」の見直しについて議論を行いました。これ以外に都児相・区児相・子家センで実務的に議論をした方がよい項目があれば教えてください。(例:協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応、医療機関からの虐待通告への対応、子家間の移管ルール)

(主な回答)

子家セン間のケース移管関連(17自治体)

- ・ 住基と居住実態が異なる場合の主担当
- ・ 移管の場合に原則対象者の了承をとることについて
- ・ 要保護児童家庭の転出時のケース移管・情報提供の実施徹底
- ・ 宿所提供施設等、他法の施設に入所した場合や、居所が定まらないケースの担当機関

東京ルール関係(7自治体)

- ・ 区市町村送致の取扱い(面前DVを繰り返している、支援に拒否的で子家センの接触が難しい家庭等の対応)
- ・ ケース移管・送致・併行対応時における役割分担や主担当の整理方法、一時保護から家庭復帰する際の児相・子家間の認識差のすり合わせ、記録様式や入力ルールの標準化
- ・ 帰宅拒否を訴える児童への子家センの対応
- ・ 家庭復帰前のケース検討会議について
- ・ 児相が主担当のケースの児相・子家の役割分担の共有
- ・ 特定妊婦が出産後、児童の一時保護に至る場合の対応
- ・ 施設からの家庭復帰等で地域に戻る場合の対応

性的虐待の初動対応(12自治体)

- ・ 性的虐待の初動対応について、具体的なガイドラインがあるとよい

児相間の移管、区児相から他区子家センへの移管(2自治体)

その他

- ・ 外国人家庭支援(在留資格問題、虐待か文化の差なのか)、支援拒否家庭への対応)
- ・ 医療機関がCAPSで検討することを理由に自治体への個人情報の照会を行うことについて
- ・ 一時保護所の必要数、一時保護所における子供の養育体制

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

(問)R7年度に「東京ルール」・「共有ガイドライン」の改正を行いました。「東京ルール」・「共有ガイドライン」の理解を浸透させるために、どのような取組が効果的だと考えられますか。

(主な回答)

【研修・説明会の実施】

- ・ 合同研修の実施(オンライン形式、ハイブリッド形式、動画配信、後日確認できる形や資料展開があると複数職員が任意のタイミングで学べる)
- ・ 各自治体から2名参加の研修を実施し、各子家センでOJT研修により周知徹底をしていく
- ・ 年2回東京都主催の研修があると、職員の異動があった際に理解を深められる
- ・ 階層別の説明会

【事例ベースの理解促進】

- ・ 東京都による事例検討方式での研修
- ・ 児相・子家セン間で東京ルールや共有ガイドラインを用いた実際のケース連携の振り返り
- ・ 改正により対応が変わった事例集の作成
- ・ ケースを通じて「東京ルール」を理解する場が欲しい

【資料・ツールの整備】

- ・ 現場で活用できるQ&A集やフローチャート・事例集の作成
- ・ 判断に迷う事例が事例共有システムで具体的に見られると良い

【日常業務での浸透】

- ・ ケース会議、進行管理時に東京ルールを意識したフィードバックを実施
- ・ 実際の運用場面で東京ルールのどこに該当するのかを示す
- ・ 児相からケースを通じて適宜アドバイスがほしい

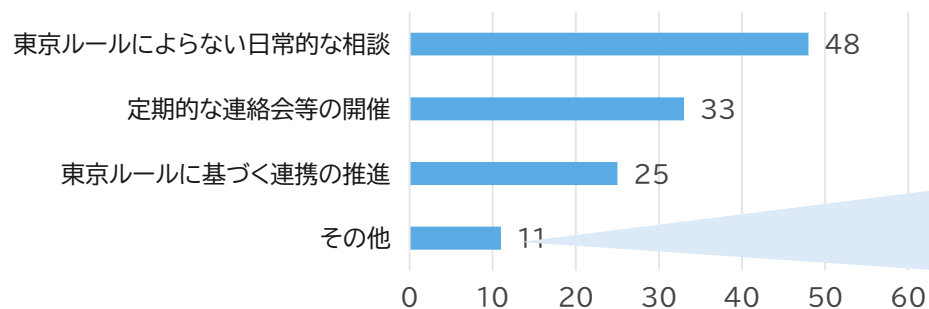
【その他】

- ・ 対面で質疑可能な説明会の複数回の設定
- ・ オンライン研修は短時間でポイントのみだったため、もう少し詳しく説明があるとよい

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

(問)子供家庭支援センターと児童相談所との連携強化にあたり、**日常の業務においては何か必要だ**と考えますか。

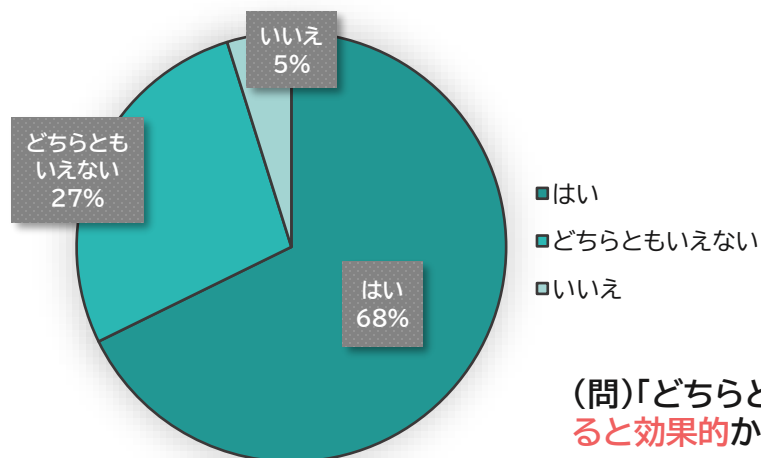
(複数回答可)(単位:自治体数)



【その他】

- ・日常的な情報共有
- ・東京ルールを徹底する等明確な役割分担
- ・顔が見える関係づくり
- ・オンライン会議環境の向上等、情報連携のしやすい環境の構築
- ・相互の立場・状況を尊重し、児童の最善の利益のもとに協働している意識を持つ
- ・緊急受理会議を合同で行う
- ・人員体制の強化

(問)所管児童相談所とは東京ルールの連絡調整によらず、関与ケースについて、**日常的に援助(支援)方針の整理や具体的な助言を得るなどの相談が出来ますか。**(単位:自治体数/n=62)



(問)「どちらともいえない」「いいえ」を選択した理由

(主な回答)

- ・月1回等の定例会では相談可能だが、それ以外の日常的な場面では相談しづらい、所管児相への連絡は組織決定した内容を報告する場との認識
- ・児相職員が多忙・不在・対応中であることが多く、タイムリーな相談や情報共有が難しい
- ・チーフや担当者が変わることで相談のしやすさが大きく変化し、人事異動による関係性の再構築に時間を要する

(問)「どちらともいえない」「いいえ」を選択した場合、**状況の解決に向けて、どのような方法があると効果的か**

(主な回答)

- ・定期的なチーフや課長代理によるSV
- ・共通様式・共通指標を活用したアセスメントの共有化
- ・顔の見える関係性作り(合同研修、定期的な連絡会、オンライン会議等日常的なやり取りの積み重ね)
- ・人員体制の確保(子家・児相双方)

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

(問)児童相談所との連携において課題に感じることがあれば教えてください。

(主な回答)

【役割分担・支援観点の認識共有に関する課題】

- ・ 児相と子センが対等な立場で意見交換できる関係が不可欠。児相の「介入的支援」と子家センの「寄り添い支援」という役割や、双方の立場・専門性に対する相互理解が必要である。
- ・ ケースの見立てやリスクの捉え方、対応スピード感にズレが生じた際のすり合わせの難しさ
- ・ 役割分担が明確でないこと、役割分担の線引きの課題

【方針・アセスメント・情報共有の充実に関する課題】

- ・ 方針や児童福祉司指導内容が共有されないことがある
- ・ 家族関係や子供の状況のアセスメントが弱く、根本的な改善に至らないまま対応を子家センに依頼されることがある
- ・ 児童虐待予防・虐待死0を目指すためには、母子保健、子家セン、児相の三機関のさらなる連携強化が必要

【児相職員の体制・専門性に関する課題】

- ・ 担当児童福祉司が多忙で連絡がつきにくく、レスポンスの遅れや直前の会議開催要請など、タイムリーな連携が難しい
- ・ 担当福祉司不在時の連絡窓口の一元化など、運用面での工夫の必要性
- ・ 人材不足のためか、情報共有やケースの介入が不十分であることがある
- ・ 児相職員に期待する専門性が充分に発揮されていないと感じる場面がある
- ・ 経験の浅い職員も多いため、子家センの後方支援機能の発揮に課題がある

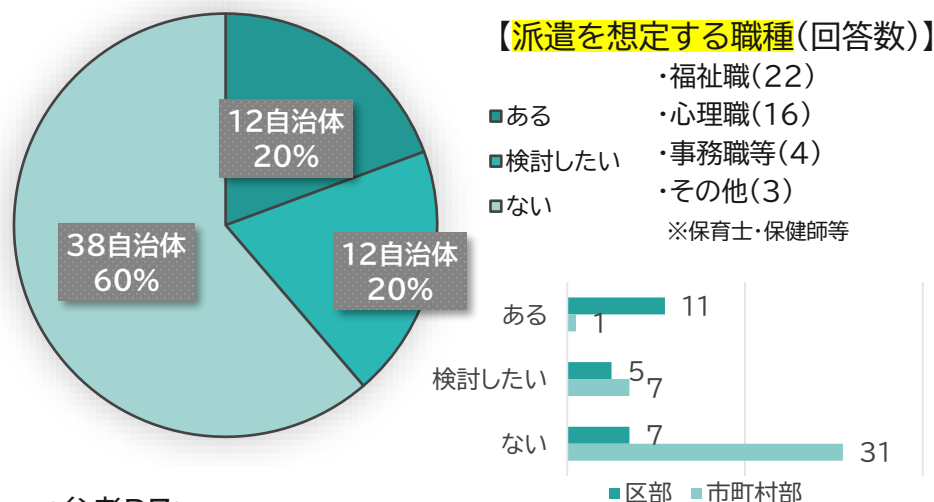
【その他】

- ・ 児童相談所の心理職の活用
- ・ 家庭復帰のケース会議の設定に余裕が必要
- ・ 非行ケース等の対応に関する情報共有が課題

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

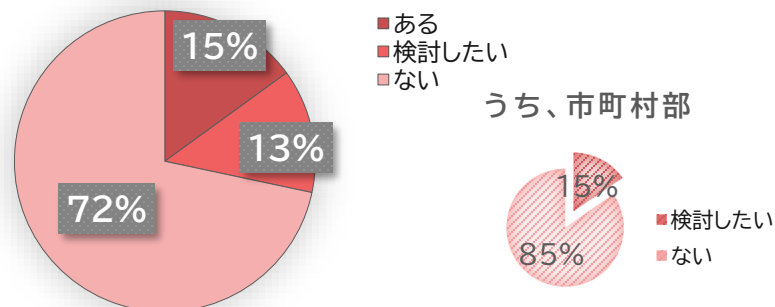
【人事交流（派遣希望）】

(問)今後、職員の専門性向上や相互理解、異動先の確保等を目的として、都立児童相談所や区立児童相談所、他自治体の子供家庭支援センター等に職員を派遣したい(既に派遣実績がある自治体は継続したい)という意向はありますか。【長期】(単位:自治体数/n=62)



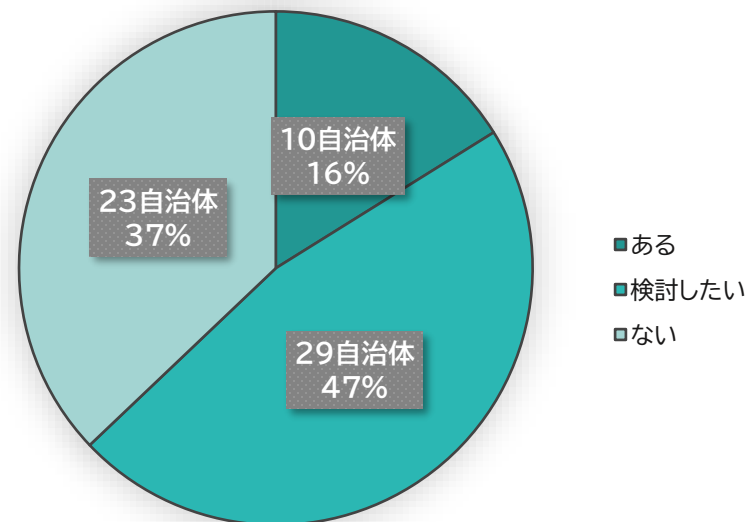
<参考R7>

今後、職員の専門性向上や相互理解、異動先の確保等を目的として、都立児童相談所(相談部門)に職員を派遣したい(既に派遣実績がある自治体は継続したい)という意向はありますか。【1年以上の長期派遣】(単位:自治体数/n=57)



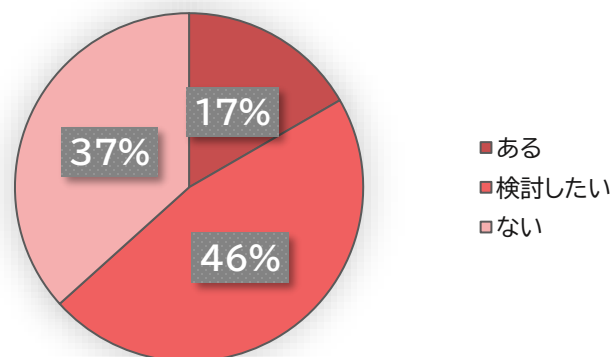
【人事交流（受入希望）】

(問)「顔の見える」関係づくりや相互理解、地域での支援に関する理解促進を目的に、東京都を含む他自治体の職員を貴自治体の子供家庭支援センターで受け入れることについてどう思われますか。【長期】(単位:自治体数/n=62)



<参考R7>

(問)「顔の見える」関係づくりや相互理解を目的に、都の児童相談所の職員を貴自治体の子供家庭支援センターで受け入れることについてどう思われますか。【長期】(単位:自治体数/n=57)



児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【心理専門支援員】

(問)心理専門支援員の配置人数を教えてください。(常勤) (自治体数/n=62)

配置あり 28 (区:19、市町村:9) / 配置自治体の平均人数 平均 3.6人 (区部:4.8人、市町村部:1.1人)

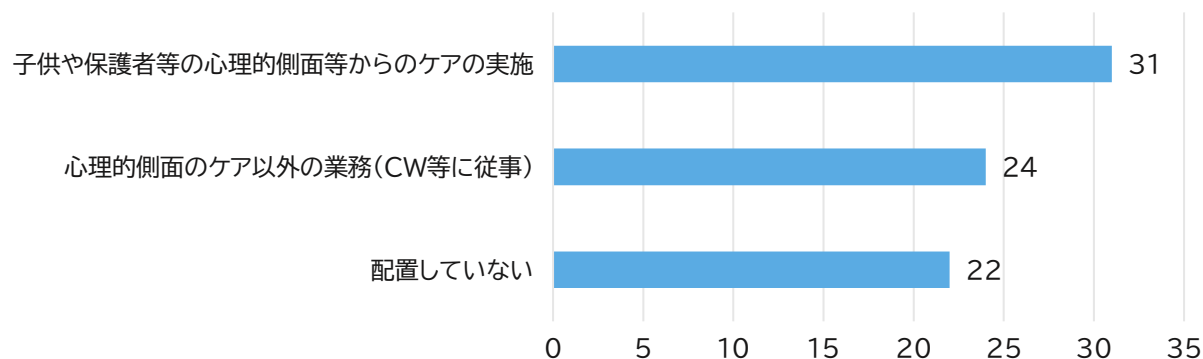
(問)心理専門支援員の配置人数と雇用日数を教えてください。(非常勤) (単位:自治体数/n=62)

配置あり 23 (区:8、市町村:15) / 配置自治体の平均人数 平均 2.3人 (区部:2.5人、市町村部:2.1人)

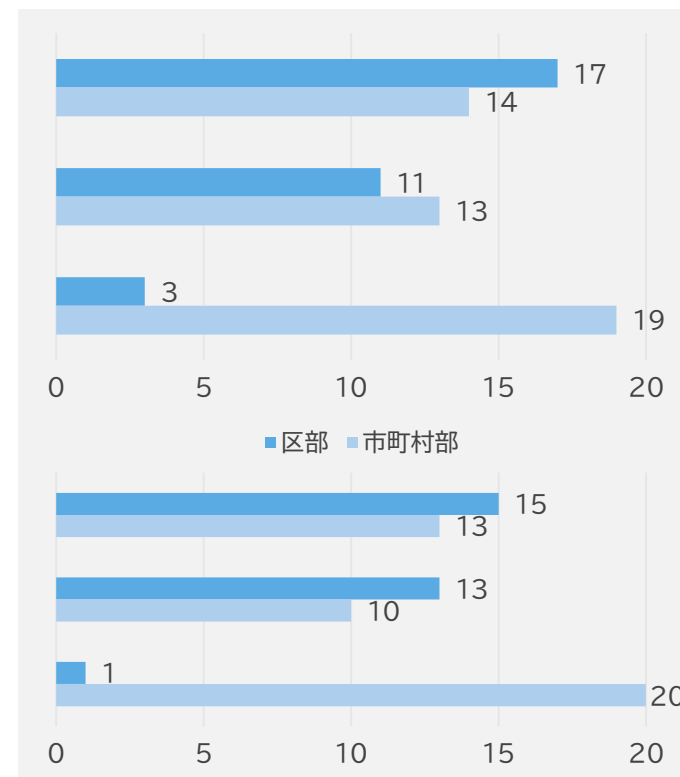
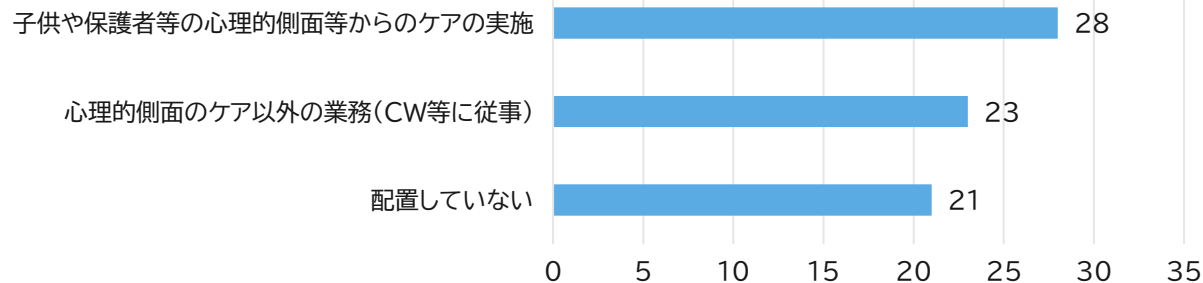
配置自治体の平均雇用日数 平均 23.5日 (区部:34.4日、市町村部:17.7日)

(問)配置している心理専門支援員の業務内容を教えてください。(常勤・非常勤問わない) (複数選択可) (単位:自治体数/n=62)

<R8> 左:都全体/右:区市町村内訳



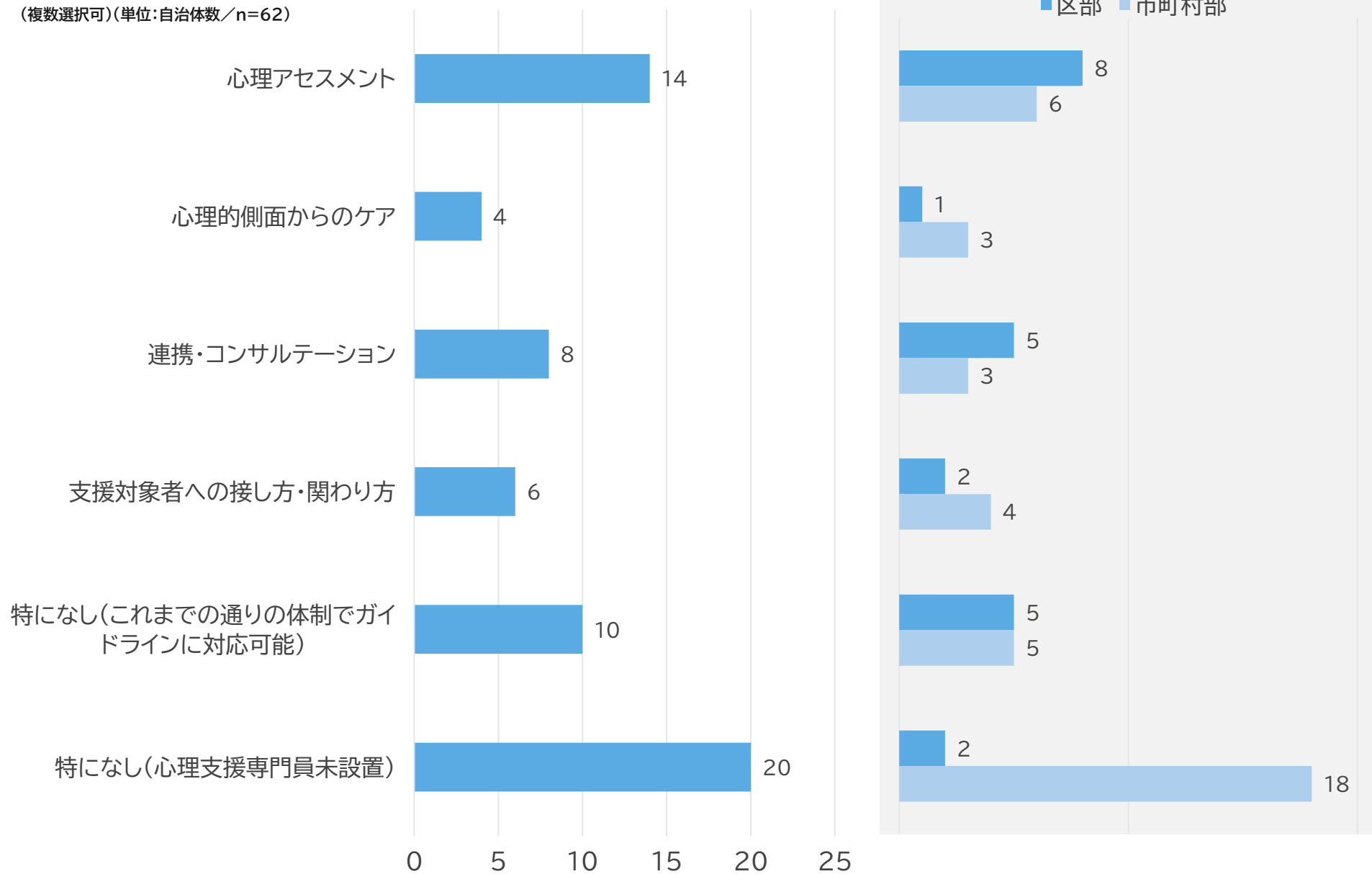
<参考R7>



児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

(問)子供家庭支援センターにおける心理職ガイドラインに沿って業務を行うにあたり、最も実施が難しいと感じる分野はどれですか。 <左:都全体/右:区市町村内訳>

(複数選択可)(単位:自治体数/n=62)



児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

(問)選択した項目について、**児相とどのように連携、または児相からどのような支援があれば実施できるようになる**と考えますか。

【心理アセスメント】

- ・心理検査の実施方法やアセスメントに関するコンサルテーションの実施(区)
- ・子供家庭支援センターが対応困難を感じた際に、随時相談できる体制の整備、心理相談依頼の円滑化(区市町村)
- ・児童相談所による心理診断・心理検査の実施や、児童心理司の派遣(特に島しょ部)による検査実施及び所見共有(区市町村)
- ・ケース対応における同席やアセスメントの共有、区市職員の実務場面への同席等を通じた実践的な支援・技術移転の推進(市町村)
- ・心理検査の導入判断基準、検査選択の考え方、見立てに応じた検査の種類、結果を支援につなげるプロセスについて、児童相談所の具体的活用事例の共有及び横展開(区)
- ・児童相談所で実施している心理ケアや実践内容に関する情報提供の機会の確保(区)
- ・都児童相談所が実施する児童心理司向け研修への子供家庭支援センター心理職の参加等の人材育成の共同推進(区)
- ・児童相談所の立場から、区市町村の心理職活用に関する助言や区市町村における体制整備への支援(区)
- ・心理職配置に関するガイドラインの位置づけの明確化と、補助金等による財政的支援の充実(市町村)

【心理的側面からのケア】

- ・児童相談所の児童心理司による心理的ケアの事例報告や実践共有を、定期的・継続的に得られる機会の提供(特に、送致児童のその後の支援経過に関するフィードバックは、支援連携の強化にも資する。)(区)
- ・児童相談所で実施しているペアレントトレーニング(ペアトレ)、CARE、性教育プログラム等の研修・実践機会への参加(市町村)

【連携・コンサルテーション】

- ・児童相談所の心理職によるSV(スーパービジョン)や事例検討の機会の確保(区)
- ・児相心理司と子家セン心理職との情報交換、合同研修、意見交換の機会による専門性向上と相互理解を促進(区)
- ・子家セン心理職が児相の専門研修に参加できる仕組みの整備(区)
- ・児相・子家セン双方の心理職が担う役割や対応範囲について相互理解を深める機会の創出(役割分担・情報共有の標準化)(区)
- ・ケース対応が困難な場合に、気軽に相談・依頼できる関係性の構築(区)
- ・区内関係機関の心理職間のネットワーク形成・顔の見える関係づくり(現状は福祉職主導で、心理職同士の連携が弱い)(区)
- ・児相出身心理職が多く、地域づくり・資源開拓に不慣れな点への支援(区)
- ・心理職が専任配置されておらず、組織全体へのコンサルテーション機能が十分発揮できていない課題への対応(市町村)

【支援対象者への接し方・関わり方】

- ・心理職同士の情報交換や相談の場の確保(市町村)
- ・児童相談所と連携しながら、支援者(養育者等)への関わり方について随時相談できる体制の整備(市町村)
- ・電話等によるタイムリーな相談を含め、日常的に連携しながら対応できる支援体制の強化(市町村)

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【その他意見】(問)その他、**人材の確保・育成・定着**や**都と区市町村の連携**について課題や都に対する意見等があれば御記載ください。(主な回答)

1. 人材育成・キャリア形成

- ・各職種ごとの人材育成計画の策定が必要である。(区)
- ・福祉職のキャリアパスにより、子供家庭支援センター以外の部署での経験も活かせる児童福祉人材の育成が課題である。(区)
- ・個人に依存せず、子供家庭センター職員の専門性を高める仕組みづくりを進めていただきたい。(市町村)
- ・SV級人材の不足への対応を求める。(区)
- ・区内でも児童相談所と子ども家庭支援センター間の職員派遣について検討している。(区)

2. 人材確保・定着への支援

- ・心理職や子供家庭支援ワーカー等を募集しても応募がなく、補充が困難な状況にある。都から市町村への派遣体制の整備により、人材確保と質の維持を図っていただきたい。(市町村)
- ・市町村のみでは人材不足・施設不足を補うことに限界があるため、都による対策を求める。(市町村)
- ・専門性のある人材の確保・定着が特に困難であり、子供家庭支援センターの専門職充足に向けた具体的支援策を求める。(市町村)
- ・こども家庭センターにおける法定人数の設定について、国への働きかけをお願いしたい。(区)

3. 都区・都市町村間の人事交流・派遣

- ・都児童相談所と子供家庭支援センターの相互派遣により、双方向の業務理解を図ることが重要である。(市町村)
- ・長期派遣等により、都の子供家庭支援センターでの経験・知見を有する職員から考え方や経験を共有いただきたい。(区)
- ・都職員の出向による支援を希望する。(市町村)
- ・市の予算上、交換派遣の実施が困難な自治体もあるため配慮を求める。(市町村)
- ・児童相談業務を直営で実施していない自治体においても、都の人事交流研修等を活用できる機会の確保を求める。(市町村)

4. 研修・情報共有

- ・児童相談所に関する研修は多いが、子供家庭支援センターを理解するための研修が少ないため、その拡充を求める。(市町村)
- ・島しょ地区からは交通費の都合で都児相主催の虐待対応研修等への参加が困難。オンライン参加を可能としてほしい。(市町村)

5. 都区・都市町村間の連携強化

- ・ケースの見立てが一致するよう、既存のツール(チェックリスト等)を都区市町村双方で活用していきたい。(区)
- ・都職員には、区市町村職員が地域で継続的支援を行う必要性を御理解いただき、丁寧な引継ぎを実施いただきたい。(区)
- ・都区合同協議、相互出席による方針会議、共同での虐待進行管理、合同研修等の現行の取組を継続し、連携を更に深めたい。(区)
- ・同行訪問・同席面談の依頼時に、児童相談所が想定する子供家庭センターの役割・目的が現場で十分に共有されず、対応に苦慮する場合があるため、事前の認識共有を求める。(市町村)

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

(問)その他、**子供家庭支援センターの専門性向上における課題**や都に対する意見等があれば御記載ください。(主な回答)

1. OJT・先行事例の共有

- ・子供家庭支援センター職員の専門性向上に資するOJTの在り方について、先行自治体の取組事例の共有・情報交換。(区)
- ・児童相談所への短期派遣研修(1～2週間程度)の実施回数の増加を求める。(市町村)

2. サテライトオフィスやオンラインを活用した連携・助言

- ・異動やライフイベント等により職員の専門性向上が継続的に図れない場合があるため、児童相談所の児童福祉司・児童心理司による助言が有効である。(区)
- ・サテライトオフィスにおける連携の更なる強化。(区)
- ・都児童相談所の担当児童福祉司とメール連絡やオンライン面談の実施。(市町村)

3. 研修機会の拡充・内容の充実

- ・子供家庭支援センター職員向けの研修機会の提供。(市町村)
- ・定期的な人事異動により児童福祉の経験が浅い職員も配置されるため、技術継承・専門性向上に資する丁寧な研修を求める。(区)
- ・経験の浅い職員向けの研修の充実を求める。(市町村)
- ・相談員の情報交換の機会の設定を希望する。(市町村)

4. 研修受講環境の整備(動画配信・オンデマンド化)

- ・業務多忙により参加希望を出しても出席が困難な場合が多いため、動画配信の継続を求める。(区)
- ・ケースの情報収集、アセスメント、支援等を事例形式で学べる動画教材を、随時視聴可能な形式で作成・提供いただきたい。(市町村)
- ・島しょ部・町村部においては、移動手段や職員数の制約により、都や他自治体との連携・研修参加が困難な状況。(市町村)

5. 業務効率化に資する研修

- ・相談員の勤務時間の約半分が相談記録の入力作業に充てられており、業務負担が大きい。本来の相談業務に時間を割けるよう、業務効率化に特化した相談員向け研修の開催を希望する。(市町村)

6. 人材確保・定着・処遇改善

- ・児童福祉相談は対象が18歳未満の児童及びその世帯全般と広範であり、相談内容も多岐にわたる特殊な専門性を要する分野である。自治体単独で専門職正規職員を継続的に確保することは困難であり、事務職からの配置転換職員に過剰な負荷が生じるため、専門性向上の前に職員の定着が課題となっている。(市町村)
- ・専門職育成の義務化及び資格取得助成に係る補助金の支給を求める。(市町村)
- ・島しょ部町村における相談対応部署のマンパワー増強を求める。(市町村)

児童相談体制における現状把握のための調査結果(特別区児童相談所)

《調査概要》

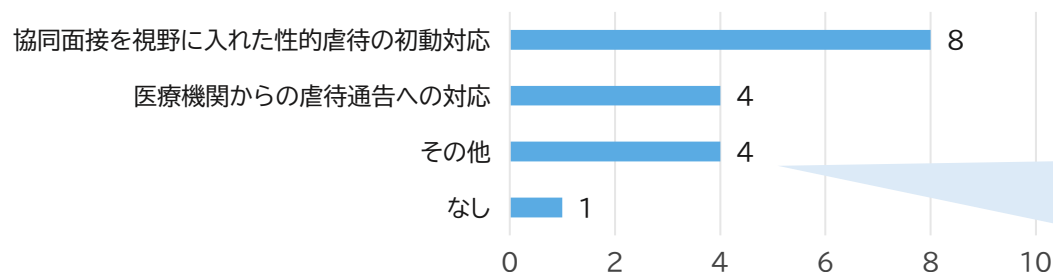
目 的:区立児童相談所における相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題、ニーズ等の把握

実施時期:令和8年5月14日～同月28日

対 象:区児相10所

【業務の標準化】

(問)R6・7年度児童相談体制等検討部会WGにおいて、「ケース移管・家庭復帰」に係る検証を行いました。これ以外に、**各区児相、都児相で統一的な対応を行った方が良いと思われること**について、教えてください。(複数選択可)(単位:自治体数)



【その他】

- ・施設事故時における加害・被害児童への対応に関する情報共有
- ・施設措置児童の意見表明等支援事業
- ・特別養子縁組で保護者が承諾しない場合の児相長申立ての要否
- ・施設入所に関すること

(問)「**協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応**」を選択した理由を教えてください。

(主な回答)

- ・他機関(検察、警察)と協同して実施するため、児相ごとに対応が異ならないよう統一した対応(連絡体制・業務フローの統一化)が必要
- ・児相により対応にばらつきがあり、どの程度の被害で実施するか等の指標があるとよい

(問)「**医療機関からの虐待通告への対応**」を選択した理由を教えてください。

(主な回答)

- ・通告機関が混乱しないよう共通の対応と通告機関の周知が必要
- ・医療機関からの通告はリスクに幅があり、初期対応・要否判定・委託・連携等の対応方法をまとめたマニュアルが必要

(問)「**その他**」を選択した理由を教えてください。

- ・情報共有が上手くなされないことがあり、一定程度のルールづくりが必要(施設事故時の情報共有)
- ・都区児相がそれぞれ独自に実施することで、措置児童や受け入れ施設が混乱する懸念がある(意見表明等支援事業)
- ・児相によりばらつきがあることは相応しくないため(特別養子縁組関連)
- ・自治体によって考え方や対応が異なると施設側が混乱するため(施設入所関連)

児童相談体制における現状把握のための調査結果(特別区児童相談所)

(問)R7年度に「ケース移管・家庭復帰」の都区児相・子供家庭支援センターの共通認識をとりまとめ、ケース移管は全国ルールに基づき行うことを確認し、ケース移管ガイドブックを発行しました。その他、**各所で移管ルールの理解を浸透させるためには、どのような取組が効果的**だと考えられますか。

(主な回答)

- ・ ケース移管に関する所内研修
- ・ 職員に向けたケース移管・家庭復帰に係る都区合同説明会の実施
- ・ ガイドブックを用いた都区合同の研修の実施(課長代理・係長級と一般職員等の職層別の実施)
- ・ 係長級の職員への周知
- ・ 児童福祉司マニュアルへの反映が効果的と考え実施している
- ・ 移管や情報提供の事案ごとに確認していくことと、全国ルールを基本としながらも相手の児相とのやり取りの中で、こどもにとって必要な場合は柔軟な対応も取れるとよい
- ・ ルールの徹底

【ケアニーズの高い児童に対する支援】

(問)日頃のケースワークにおいて、**医療との連携やケアニーズの高い児童に対する支援**について、課題があれば教えてください。

- ・ 医療と福祉で支援方針や役割認識に差が生じることがあり、情報共有や連携調整に時間を要する場合がある。
- ・ こちらを所管している法律(児童福祉法)と医療機関を所管する法律(医師法や精神保健福祉法など)が異なるため、物事の解釈や基準が異なることがある。
- ・ ケアニーズの高い児童は、児童福祉施設が受入れに難色を示すこともある。
- ・ 医療保護入院が必要なケースがあるが、入院先の病院がなかなか決まらない。治療指導課医療連携担当が進めている医療機関連携ネットワーク等を利用し入院がスムーズにできるようになればありがたい。
- ・ 一時保護委託として受け入れ先の拡大。医療ケア児や発達特性のある児童に対応可能な一時保護委託先が圧倒的に不足している。
- ・ 入院が必要ではないかと思われる児童について、入院を前提に相談できる医療機関が少ない。
- ・ 性的虐待が疑われるケースの受診先について、適当な医療機関が見つからない。
- ・ 医療受診において、本人への動機付けや保護者の同意が困難な場合がある。

児童相談体制における現状把握のための調査結果(特別区児童相談所)

(問)ケアニーズの高い児童に対する支援は都区共通の課題ですが、**広域自治体からどのような後方支援があるとういと考えますか。また、都区が一体的に取り組んだ方が良いと思うことがあれば教えてください。**

- 専門性の高いケースについては、広域自治体による専門職支援や医療機関との連携支援、また広域での情報共有や研修の機会などがあると良い。
- 児童が入院できる病院のリストの共有や、児相からの案件に融通を聞かせてくれる医療機関が開拓されること。現在取り組んでいる医療連携ネットワークの中で、病院の紹介や仲介等をしていただければありがたい。
- 専門的かつ珍しい症例(幼児の性感染症、代理ミュンヒハウゼン症候群等)について、他児相での過去の対応例やセカンドオピニオン医療機関等の情報共有をすることがよいと思われる。
- 都区が共同出資し、ケアニーズの高い児童を専門的に受け入れる共同運営型の施設を整備することを検討すべき。
- 治療指導課の活用促進や児童自立支援施設への入所待機待ちが解消するとよい。
- 児童心理治療施設の新設(公設に限らず、指定管理者による民間ノウハウの活用)
- 他自治体、遠方の心理治療施設を利用しているケースが数件ある。また本来は心理治療施設適の児童を養護施設へ入所としていることもあり施設不調の原因となる。治療指導課ばおやステップ等の心理治療施設機能が拡充されると良い。
- ケアニーズの高い児童に関する社会的養護の枠を一元化して管理し、公平に優先順位をつけていく仕組みづくりが必要。
- 施設の支援・運営に関して重大な事案が発生した際、措置児童がいる都区児相が当該施設と協力しながら対応できる仕組みの構築
- 心と身体の医療ケアを必要としている児童を第一線で治療可能な医療機関が、都立小児総合医療センターだけである。将来的に、東部エリアにも広域自治体に対応できる、都立の小児総合病院を開設していただきたい。
- 児童心理治療施設入所の場合は都外施設に打診することになるが、全国的な空き状況を把握する仕組みの構築

児童相談体制における現状把握のための調査結果(特別区児童相談所)

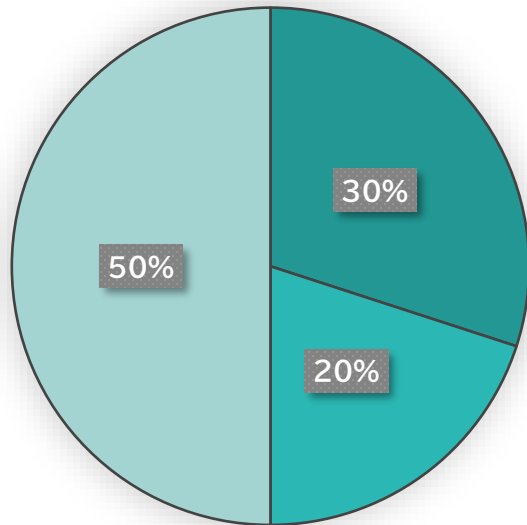
【人事交流（派遣希望）】

(問)東京都を含む他自治体に職員を派遣したいという意向はありますか。【長期】(単位:自治体数/n=10)

<R8>

【派遣を想定する職種(回答数)】

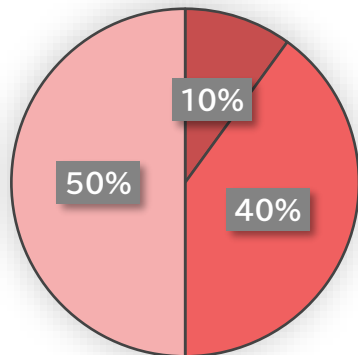
- ・児童福祉司(3)
 - ・児童心理司(4)
 - ・保護所職員(3)
 - ・その他(1)
- ※児童自立支援施設への派遣



- ある
- 検討の余地あり
- ない

<参考R7>

(問)R8と同一



- ある
- 検討の余地あり
- ない

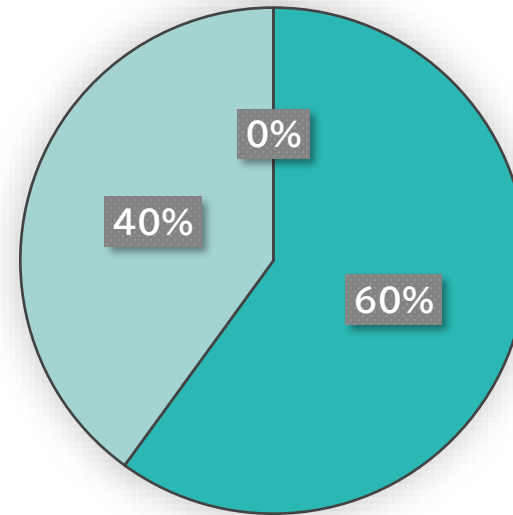
【希望する派遣先(回答数)】

- ・区立児童相談所(5)
- ・都立児童相談所(3)
- ・都立児童養護施設(1)
- ・都立自立支援施設(1)

【人事交流（受入希望）】

(問)「顔の見える」関係づくりや相互理解、地域での支援に関する理解促進を目的に、東京都を含む他自治体の職員派遣を貴区児相で受け入れる意向はありますか。

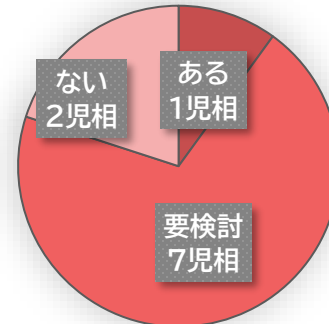
【長期】(単位:自治体数/n=10)



- ある
- 検討は必要であるが、相談の応じる余地はある
- ない

<参考R7>

(問)「顔の見える」関係づくりや相互理解、地域での支援に関する理解促進を目的に、都の児童相談所の職員派遣を貴区児相で受け入れる意向はありますか。【長期】(単位:自治体数/n=10)



- ある
- 検討は必要であるが、相談の応じる余地はある
- ない

【その他意見】

(問)その他、**人材の確保・育成・定着**について課題や都に対する意見等があれば御記載ください。(主な回答)

- ・現在の児童相談体制の「質」を維持しながら、どのように都区間、区間交流を含む人事異動を行っていくか
- ・児童福祉司、児童心理司共に経験者採用(他児童相談所、少年院、教育委員会等の経験者)が多い。区職員としては一年目を理由にせず、これまでの専門性を活かせるような担当決めや、そうした職員を大事にする風土があるとよいと考える。
- ・経験者採用等で年齢差はあったとしてもOJTが上手な職員を担当としてつけるなど工夫が必要。
- ・区の人事ローテーションや開設からの歴史が浅いこと等の関係もあり、現状、当区の児童相談所でSVに相当する経験と知識を持つ人材が少ないという課題があるため、例えば長期派遣等でSVに相当する知見を持つ人材の派遣も検討いただきたい。
- ・人材の確保や専門性の蓄積について、都区双方で協力していきたい。個別の事業、システムの利用に関しては個人情報管轄部署、DX部署との一定期間の調整を要することをご理解いただきたい。

【ヒアリングにおける主な意見】

①人材確保・定着／人材育成

- ・人材確保・定着が極めて困難であり、新規採用増に伴って育成負担が増大している。
- ・特に経験者不足・中堅層不足が大きな課題
- ・若手が多く、経験継承が難しい／直接支援経験を積みにくいなど、育成と定着の両立が必要
- ・区単独での育成には限界があり、都・特別区全体での人材育成基盤の強化や連携が必要

②SV体制・専門性確保

- ・SV(スーパーバイザー)人材が不足しており、育成・OJTの成立が難しい
- ・SVの負担が大きく、育成と通常業務の両立が困難
- ・外部SV等に依存しているケースもあり、内部での専門力確保が課題

(続)【ヒアリングにおける主な意見】

③人事異動・キャリア形成

- ・短期ローテーションにより専門性が蓄積しにくく、長期的なキャリア形成が困難
- ・異動先が限られ、特に心理職など専門職のキャリアパスが描きにくい
- ・専門性確保とローテーション双方のバランス(幅広い経験 vs 専門特化)が課題

④人事交流(都区・区間)

- ・都区間・区間双方での交流の推進。短期・長期双方の柔軟な交流や、児相・子家・保健所間の交流の必要性

⑤子家センターとの連携・役割分担

- ・子家と児相の一体運営・連携は進展する一方、役割分担の曖昧さや体制差(定数の有無等)が課題
- ・在宅支援と措置対応の役割整理が必要

⑥一時保護所・業務負担

- ・一時保護の増加・定員超過が多く、多くの区で常態化している。施設スペース不足や運営体制のひっ迫が課題。
- ・職員負担が大きく、残業増や対応負荷(送迎・通学支援等)が課題。

⑦入所調整・長期保護

- ・入所調整が極めて困難で、長期保護(200日超・500日超等)が発生。特に高齢児・困難ケース・発達課題児の受入先不足が顕著
- ・入所調整システムの改善・マッチング精度向上の必要性

⑧里親・フォスタリング

- ・里親委託率の伸び悩みや、困難ケースへの対応限界が課題
- ・里親を第一選択とする文化醸成やマッチング改善、支援体制強化が必要

児童相談体制における現状把握のための調査結果(東京都児童相談所)

《調査概要》

目 的: 都立児童相談所における相談援助業務や子供家庭支援センターとの連携に関する現状や課題、ニーズ等の把握

実施時期: 令和8年5月15日～同月28日

対 象: 都児相13所(児童相談センターは相談援助第一課・第二課をそれぞれ所として計上)

【業務の標準化】

R6・7年度、児童相談体制等検討部会WGにおいて、ケース移管に係る全国ルールや「東京ルール」の見直しについて議論を行いました。これ以外に都児相・区児相・子家センで実務的に議論をした方がよい項目があれば教えてください。(例: 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応、医療機関からの虐待通告への対応、子家間の移管ルール)

(主な回答)

東京ルール関係(4所)

- ・ 児相が区市町村送致した日付と子家センの受理日が異なる場合があるため、区市町村送致の「受理」の考え方を整理したい。
- ・ 保護者へのアプローチがなく援助要請・送致がなされるケースもあるため、ケース内容を踏まえた具体的な運用についての議論が必要。
- ・ 同居人届に係る児相から子家センへの指導委託の流れや指導方法・内容・解除のタイミング等、安全確認基準の共有、居所不明児童の対応の共有。
- ・ 区市町村送致を受ける基準について

性的虐待の初動対応(3所)

- ・ 家族の生活時間や家庭内の間取り、加害親ではない親について等の被害以外の聞き取りをしてほしい。
- ・ 「協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」は議論した方がよい。
- ・ 協同面接実施の可能性を踏まえた上での性的虐待の初動対応における子家と児相間での役割分担。

医療機関からの通告対応(3所)

- ・ 重篤ケースの初動対応、医療機関や警察署等との連携・対応
- ・ 医療機関からの虐待通告後の児相と子家センの役割分担、地域での対応について

ケース移管(子家セン間のケース移管含む)(2所)

- ・ 子家セン間のケース移管・情報提供のルールがあると助かる。一定の基準を設け漏れなく子家セン間での引継がなされることが必要。
- ・ 子家セン児相一体型の児相から子家センへの移管について、児相から児相への移管ではなくケースにより判断し柔軟に対応してほしい。

その他

- ・ 要対協の会議について一定の統一が図れると各区市町村同士で共通認識を持ちやすくなるのではないかな。
- ・ 「東京ルール」によらない相談への対応についての記録の方法
- ・ 性被害にあった児童が安心して診察を受けられる医療機関の開拓
- ・ 児童福祉相談の第一義的窓口が子家センであることの地域への普及啓発、実践(地域のトリアージ力向上)
- ・ 児童相談所職員の資質、能力の向上について
- ・ ルールは整備されてきたため、ルールの狭間を埋めるために何ができるかを議論してはどうか。

児童相談体制における現状把握のための調査結果(東京都児童相談所)

(問)R7年度に「ケース移管・家庭復帰」の都区児相・子供家庭支援センターの共通認識をとりまとめ、ケース移管は全国ルールに基づき行うことを確認し、ケース移管ガイドブックを発行しました。その他に、**各所で移管ルールの理解を浸透させるために、どのような取組が効果的だと考えられますか。**

(主な回答)

【研修・勉強会の実施】

- ・ 研修、説明会の実施(都区合同事例検討研修(中央・地域)、チーフ研修等のテーマとして取り上げる)
- ・ 管轄内の子家センと児相が合同で勉強会・ケーススタディを実施する

【実践・運用面からの理解促進】

- ・ 各自が資料を読み込み、実際のケース移管の際に手順を丁寧に確認しながら進めていく
- ・ 担当児童福祉司が転居情報を把握した段階で迅速にチーフや課長代理へ報告・連絡・相談を行いながら進めることが必要
- ・ 3年未満の人が多いのでチーフ・課長代理・所長が意識する

【その他】

- ・ 所内で移管ルールの理解を深めても、移管先・移管元との認識の違いから移管協議がスムーズにいかない場合もあり、手続きの流れだけでなく、移管ケースの事例を示し、ポイントを具体的に示したほうが良い
- ・ 実際に必要に迫られないと読み込むことすら厳しく、まずは課長代理やチーフ、主任等上からの理解を深めた方が良い

(問)R7年度に「東京ルール」・「共有ガイドライン」の改正を行いました。**「東京ルール」・「共有ガイドライン」の理解を浸透させるために、どのような取組が効果的だと考えられますか。**

(主な回答)

【合同研修・読み合わせ】

- ・ 子家センの係長級と児相チーフ、課長代理級とが共通の研修の機会を持ち、東京ルールを読み合わせたり好事例を紹介する
- ・ 児相と子家双方で合同勉強会・研修等を行い理解を深める
- ・ 都区合同研修(講義・事例・ディスカッション形式等)
- ・ 管轄内子家セン・児相合同での勉強会・ケーススタディの実施
- ・ 所内で読み合わせ等の時間を取り周知する

【関係機関との打合せ・連携】

- ・ 要対協の担当係長と改正にあわせて複数回打合せを実施し、その後子家セン職員(係長クラス)と改正内容を読み合わせ、質疑応答を行う
- ・ 総合連携課の協力を得て、児相・子家センの話し合いの場に総合連携課も同席し、東京ルールや移管の認識を深め、リスクに応じたケースワークを実施できるようにする

【事例の積み重ね・具体化】

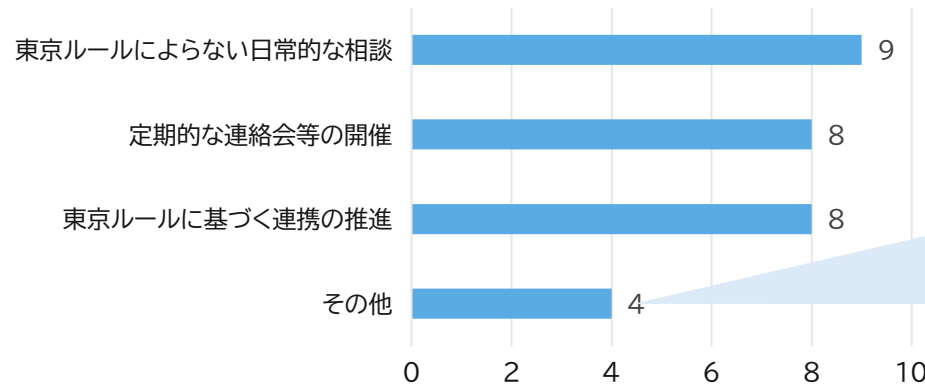
- ・ 事例を積み重ね、運用上の課題を共有・整理する
- ・ 実際のケース事例等を踏まえて、より具体的に示しながら理解を深めていくことが必要

【その他】

- ・ どこまで地域で支援をするかのイメージを持てるよう、具体的な事例等を挙げながら「地域で可能な支援」についてガイドラインに盛り込めるとよい

児童相談体制における現状把握のための調査結果(東京都児童相談所)

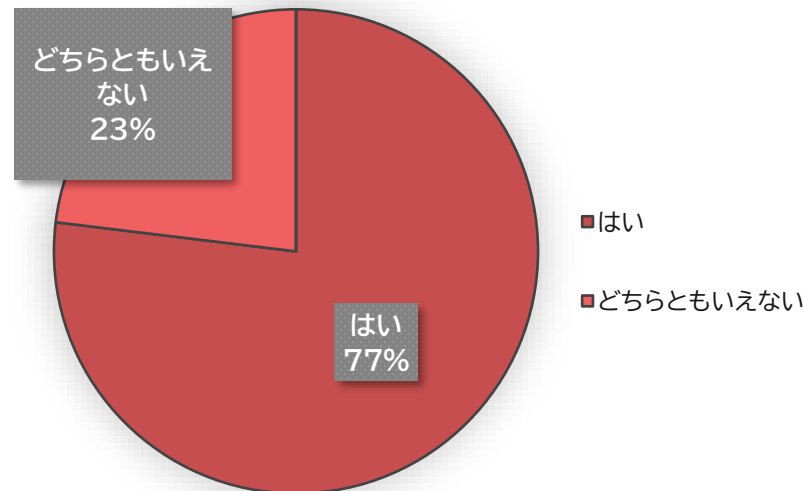
(問) 子供家庭支援センターと児童相談所との連携強化にあたり、**日常の業務においては何か必要だ**と考えますか。
(複数選択可)(単位: 児童相談所数)



【その他】

- ・勉強会
- ・日常の各種会議(受理会議、協議)において理屈付けを意識し、丁寧に言語化したうえで、意思疎通を図る
- ・改まった会議等より、協働場面を増やし相互理解を深めるなど、コミュニケーション等のレベルからだと感じる
- ・当所は、管轄2区とオフィスアワーという時間帯を設定し、区で対応に困っているケースに関するスーパーバイズを実施している

(問) 管内子供家庭支援センターとは、東京ルールの連絡調整によらず、関与ケースについて**日常的に援助(支援)方針の整理や具体的な助言を行うなどの連携**を行っていますか。(単位: 児童相談所数/n=13)



(問) 「どちらともいえない」を選択した理由

(主な回答)

- ・ 月一の全体会・調整会議にて情報共有を行っているが、チーフの裁量により実施している部分が大きく、組織的に統一した対応には至っていない
- ・ 担当者同士や、上席同士の関係構築度合いによる
- ・ 個々のケースでは連携しているが、組織的・定期的には行えていない

(問) 「どちらともいえない」を選択した場合、**状況の解決に向けて、どのような方法があると効果的か**

(主な回答)

- ・ 月1回程度、チーフが管内こども家庭センターの会議に出席
- ・ 協働する場面を増やし相互理解を深める

児童相談体制における現状把握のための調査結果(東京都児童相談所)

(問) 子供家庭支援センターとの連携において課題に感じることがあれば教えてください。

(主な回答)

【終結時のタイミングの認識差】

- ・ 一時保護時における子家センの支援終結の傾向と、終結タイミングに関する認識差
- ・ 児童福祉司指導措置時における子家センの支援終結時期、継続的な「のりしろ」支援の確保に関する課題
- ・ 自治体ごとの考え方の違いによる終結判断のばらつき

【日常的な連携】

- ・ 日常的かつ具体的な連携強化の取組の必要性
- ・ 管理職間での定期的な意見交換
- ・ 異動に伴う関係構築の継続性確保の難しさ
- ・ 顔の見える関係づくり

【子家センの専門性向上に関する事項】

- ・ 電話相談等における助言(SV)の位置づけがなく、組織的協議を踏まえた子家センから児相への相談体制の整理が必要
- ・ 子家センにおける調査範囲・関わり方の幅に関する認識差
- ・ 管内・管轄市町村間における体制・経験値の差への配慮の必要性
- ・ 専門的助言を求める目的での援助要請・送致の位置づけの整理
- ・ 子家センにおけるアセスメント力強化に関する課題・職員体制や人材育成機会の充実の必要性・勤務体制上の制約を踏まえた実地対応力(家庭訪問等)の確保に関する課題

【その他】

- ・ 双方の役割への理解不足および支援観点の違い(リスク重視と関係維持重視)に起因するアセスメント判断の差
- ・ 子家センが地域における一義的な相談窓口としての役割の周知の浸透不足
- ・ 東京ルール・共有ガイドラインの解釈・運用に関する認識の差、援助要請・送致に至るまでの状況把握(特に家庭全体把握)の充実に関する課題

都区連携について

～児童相談所との連携～

令和8年8月27日

練馬区教育委員会事務局こども家庭部



1 練馬区子ども家庭支援センター 概要

平成17年 8 月 子ども家庭支援センターを開設

令和 2 年 7 月 子ども家庭支援センターと同一施設内に虐待対応機能拠点（サテライトオフィス）を設置

令和 6 年 6 月 子ども家庭支援センターと同一施設内（2 階）に東京都練馬児童相談所を開設

<練馬区子ども家庭支援センター>

- ・職員数 75名 （所長 1、事務職11、福祉職45、心理職 8、保健師10）
- ・対象人口 約75万人（約40万世帯） うち児童約10万人
- ・令和 7 年度相談件数 8,936件
うち虐待 1,694件（区送致件数 516件）（令和 8 年 4 月1日現在）

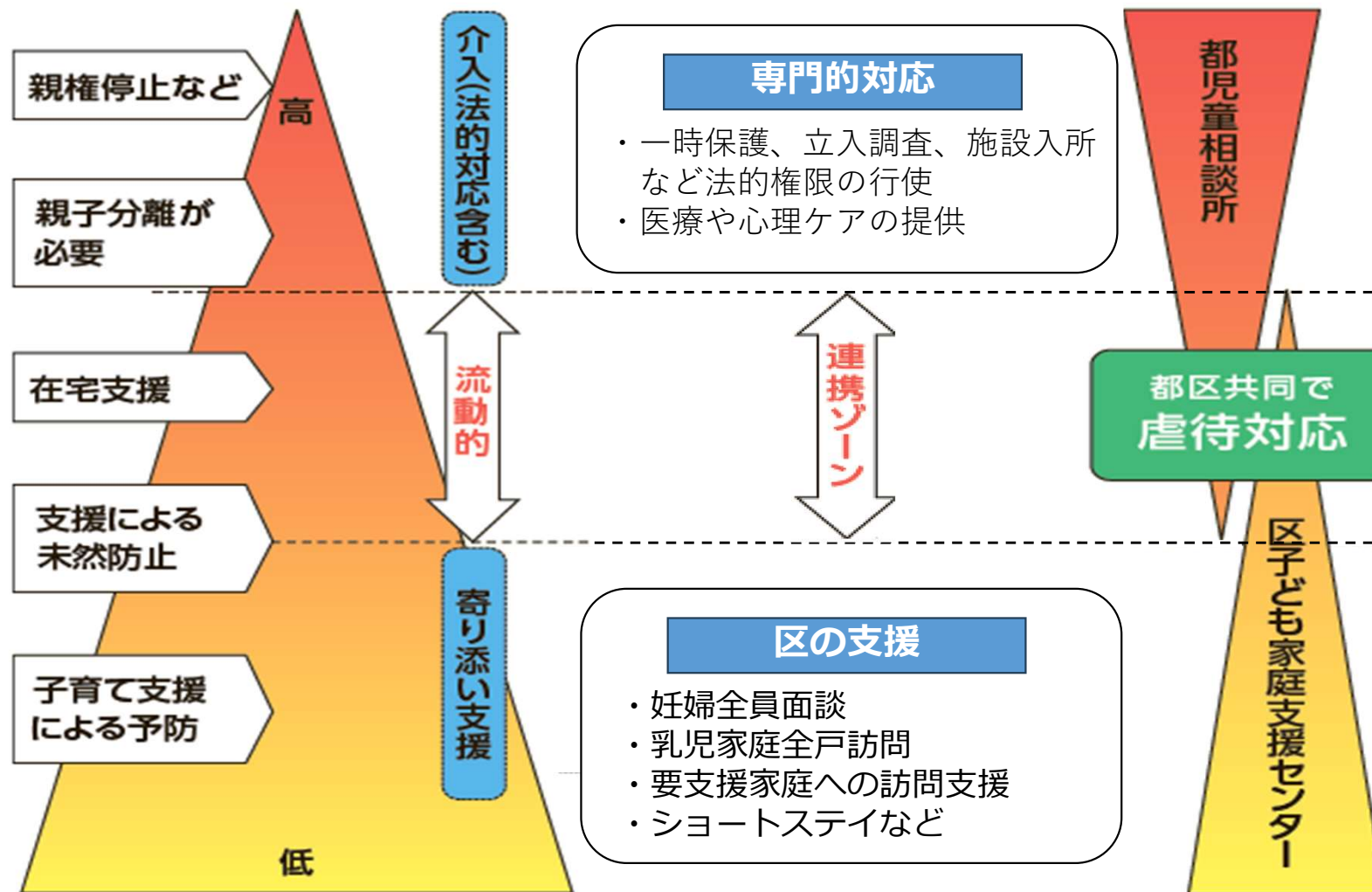
<東京都練馬児童相談所>

- ・職員数 64名 （所長 1、事務 4、児童福祉司39、児童心理司20）
- ・令和 7 年度相談件数 2,636件
うち虐待 1,486件（令和 8 年 4 月1日現在）

2 練馬区の対応 ～都との連携強化の経過～

平成29年 6 月	・ 都と連携協定を締結し、東京都児童相談センターへ区職員を派遣 ・ 区子ども家庭支援センターの支援体制を強化 ⇒実務経験を積ませながら人員増を図る (専門職：令和元年度34人→8年度69人)
令和 2 年 7 月	都内初 ・ 子ども家庭支援センターと同一施設に、都が「児童相談所の虐待対応機能拠点（サテライトオフィス）」を設置 ⇒情報の共有、虐待発生時の共同調査、家庭復帰後の親子支援
令和 3 年 8 月	・ 都区それぞれが受け付けた虐待通告について、都区合同の受理会議を行い、初期対応機関を決定する取組を開始
令和 6 年 6 月	・ 都が練馬児童相談所を開設 ⇒児童相談所の開設に合わせて、新たに連携協定を締結し、児童相談体制の更なる充実を図る

3 都児童相談所と区の役割 ～虐待のレベルと対応内容～



親と子どもの心情からすると、同一機関が介入と支援を行うことはできない。

4 都区連携の取組み ～都区連携協定～

	連携項目	取組・効果
1	「都区合同協議」を拡充し、虐待通告等におけるリスク・ニーズの共有、初期対応方針などを合同で決定	随時、合同協議を実施し、重篤な案件にタイムリーに合同で動けるようになった。
2	援助方針会議（都）・支援検討会議等（区）への相互出席	会議に相互出席し、関係者全員に正確な情報を迅速に共有できるようになった。
3	共同での虐待進行管理実施による適切な再アセスメント・対応方針の実施	3か月に1度定期実施し、適切なアセスメントや方針を共有することで、それぞれの役割を活かした対応ができるようになった。
4	連携した対応が必要な家庭に対する合同面接・合同訪問等の実施	月1回以上合同面接・訪問する職員が半数程度。随時合同対応が可能となった。
5	支援が必要な子ども・家庭への支援施策の検討	「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト（R7～）」を開始し、都児相連携型の社会的養護自立支援事業を実施。
6	相互の専門的知見の共有や合同研修を通じた職員の専門性の向上	都区合同研修、研修開放を実施。 相互理解による職員の専門性向上につながっている。

5 連携例 1 「都区合同協議 ～振り分け会議について～」

虐待通告に対する都区合同緊急受理事会議の例

児童虐待通告受付票

児童名	練馬 太郎	性別	男	学 校 年	練丸小 5年生
虐待 の 内 容	本日朝、登校した太郎くんの顔面に大きな痣があることを学校の先生が発見。 担任の先生が話を聞いたところ、「昨日、おとうさんに殴られた。」と話している。				
虐待者	父	虐待種別	身体的虐待		
通告者	練丸小学校 トネリ校長				
通 告 受 付 者	子ども家庭支援センター相談員				



5月20日朝
顔の痣

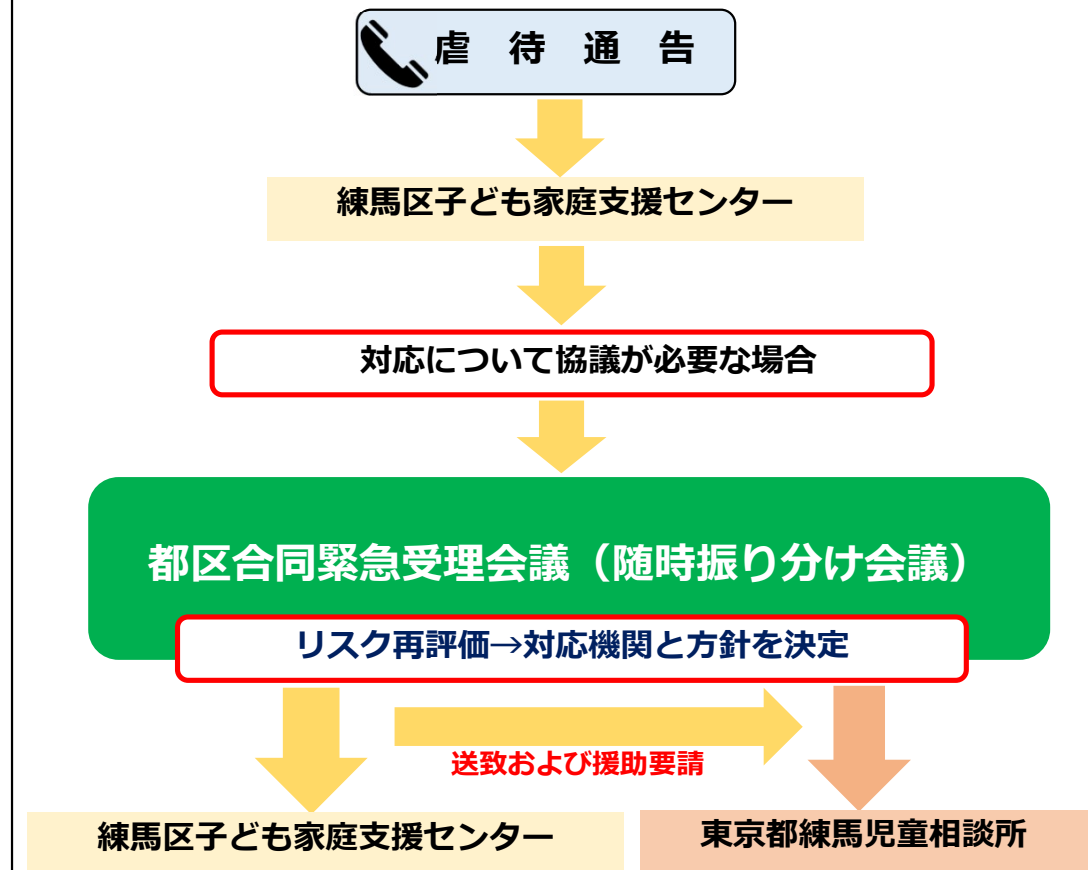
①小学校から子ども家庭支援センターへ、父親に殴られ顔にあざができた男の子について連絡が入る。

②子ども家庭支援センターで関わっているご家庭だが、今回、顔面を殴られたことで虐待のエスカレートが疑われるため、都区合同緊急受理事会議の開催を要請し、児童相談所と協議する。

③子ども家庭支援センターと児童相談所で今後の対応方針を協議する。

リスク再評価により一時保護等がより迅速に行えるようになった

【子セン受理継続中ケースのリスク変動時の対応の流れ】



6 連携例 2 「職員の専門性の向上 ～都区合同研修について～」

【研修概要】 都区職員による研修PTを設置し、研修計画を策定して、毎年度実施。

①都区合同研修

都区で企画し、児相職員・子セン職員が合同受講する研修

②研修開放（クロス研修）

児相または子センの研修に子センまたは児相職員が参加

③出張研修

児相職員・子セン職員が相手組織へ出張し、講師を務める研修

【令和 7 年度実績】

①都区合同研修： 3 回実施

第 1 回 模擬事例（死亡事例検証など）からみる危機管理のポイント

第 2 回 児相と子センが共に対応している事例検討

第 3 回 法医学研修

②研修開放： 1 回実施

③出張研修： 2 回実施

【効果・参加した職員の声】

- ・ 互いの研修を通じて、それぞれの機関の役割を理解し、職員の専門性の向上につながっている。
- ・ 研修のワークなどを通じ、都区の職員の交流の機会ができ、顔の見える関係構築につながっている。

7 今後の取組

【課題】

- ・ 各職員の都区相互の役割に対する理解を深め、リスク評価等への共通理解を高める必要がある。
- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担に関する認識のずれを解消し、双方の役割をすべての職員が理解した上で、個別ケースの対応に当たる必要がある。

【取組】

- ・ 都区合同研修などを通じ、個々の職員の相互の業務理解を高める。
- ・ 東京都が取り組む子ども家庭支援センターと児童相談所との長期・短期の人材派遣を活用し、経験・知見を有する職員を増やし、考え方や経験を組織に活かす。

杉並区児童相談所の設置について

1 開設時期

令和8年11月1日（日）

2 基本方針

すべての子どもが、自分らしく生きていくことのできるまち

本区は、児童相談所を設置し、児童福祉法の理念に則り、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」(※)の実現を目指します。

※杉並区基本構想子ども分野の将来像

【基本方針の実現に向けた取り組み】

- (1) 児童相談所は、支援が必要な子どもに会い、子どもの声をしっかりと聞き、支援の方針を策定する。
- (2) 児童相談所は、専門性の向上に努め、家族が主体的に子どもの安全を創っていきけるよう支援を行うとともに、里親、児童養護施設等と連携して社会的養護の子どもへの支援を、同様の考えのもと実施する。
- (3) 児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センターが適切な役割分担の下、強力的に連携して迅速かつ的確な児童虐待対応を図る。
- (4) 子ども家庭支援センター及び保健センターの児童虐待の早期発見・未然防止の取組を推進し、一時保護等に至るケースの重篤化を防ぐことで、機動的に対応できる児童相談所をつくりあげていく。
- (5) 保育園、学童クラブ、学校、児童養護施設等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、地域全体で子どもを見守り支援するとともに子どもの声に耳を傾ける環境づくりに取り組んでいく。

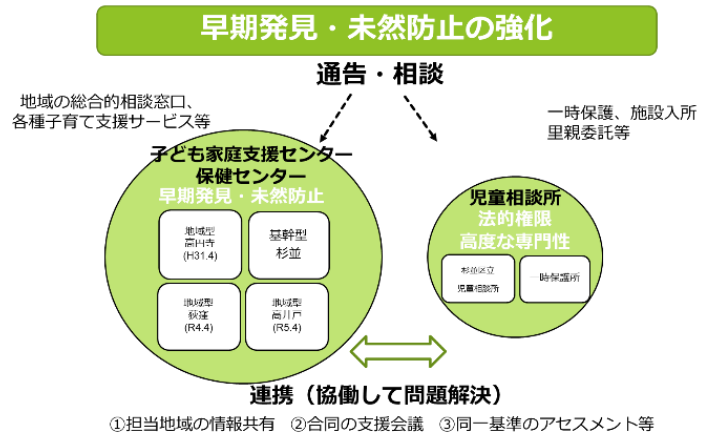
裏面あり

3 児童相談体制

児童虐待対応

○児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターが両輪となって、これまで以上に迅速丁寧な対応を行うとともに、予防機能を一層強化した児童相談体制の実現を目指します。

杉並区が目指す児童相談所



児童相談

○区で受けている児童相談は、引き続きそれぞれの所管が相談を受け、必要に応じて連携をしていきます。



4 施設概要

所在地：杉並区阿佐谷南一丁目14番8号

敷地面積：969.41㎡

延床面積：2994.94㎡

階数：地上6階、地下1階

一時保護施設定員：16名（学齢男子6名、学齢女子6名、幼児4名）

《設置場所地図》



《外観（イメージ）》



※8月末竣工

初期聴取と代表者聴取

子どもは身近な大人に被害を打ち明けることがあります。このようなときに子どもの話を聞くことを**初期聴取**といいます。

初期聴取の後、通告・通報等がなされると、事案に応じて、**代表者聴取**（司法面接、協同面接ともいう。）を行います。

代表者聴取とは、児童相談所・警察・検察が連携し、代表者1名が記録（録音・録画）をしながら行う面接です。

◎聴取回数を最小限にして子どもの負担を軽減すること

◎暗示や誘導のない聴取により供述の汚染を防止することを目指します。

代表者聴取については、こちらをご覧ください。



初期聴取の重要性

代表者聴取の記録は裁判の証拠にできる場合があります。

その要件は、**代表者聴取**に至るまでの状況（＝**初期聴取等**）等から**相当**と認められる場合（刑事訴訟法321条の3）です。

初期聴取が適切であれば、後の**代表者聴取**の記録は証拠と認められやすくなります。

初期聴取に暗示や誘導があると、**代表者聴取**へも影響があったとして、記録を裁判の証拠にできない場合があります。その結果として、犯人を処罰できなくなったり、子どもの安全を守れなくなったりするおそれがあります。

初期聴取のポイント

初期聴取の大事なポイントは、暗示や誘導にならない聞き方で行う「**最小限の聴き取り**」と「**正確な記録**」です。

子どもの供述特性として

◎暗示や誘導の影響を受けやすい

◎大人（特に先生）など権威性の高い人に迎合しやすい

◎大人に対して「分からない」「知らない」と言いにくい

◎大人は正しいと思っている（間違っていると言えない）

◎何度も同じ質問をすると、前の答えが間違っていたのかと思ひ答えを変えてしまうことがある

などがあります。質問の仕方等によっては、記憶と異なる話をしたり、記憶そのものが変わったりすることがあります。

<望ましい聴取例>でポイントを解説します。

その他のポイント

こんな聞き方は避けてください

いずれも誘導となり、子ども自身の記憶と異なる答えを導いてしまうおそれがあります。

× 「はい/いいえ」で答えられる質問をする

×：ほったが腫れてるね。誰かにたたかれたの？

○：ほった、どうしたの？

× 子どもの言葉を言い換える

×：「ドンってした」って、たたかれたの？

○：「ドンってした」って教えてくれたけど、何があったの？

× 子どもが言っていないことを言う

×：（第三者から虐待の情報を得た場合に）

あなたが虐待されているって聞いたけど、本当？

○：おうちで何か心配なことがあったら教えて。

こんな発言や態度はしないでください

× 誰にも言わないからお話しして

今後通告、通報等も想定されます。できない約束はしないでください。「誰にも言わないなら話す」と言われた場合は、「あなたを守ってくれる大人に伝えることは大切なことだよ。どんなことでも話してほしい」等と声掛けしてください。

× （被害について）驚く、悲しむ、怒る

「つらかったね」「それはひどいね」などと言わないようにしてください。二次被害を招いたり、「悲しませたくないから話さない」など、大人の感情に影響されて本当の話をできなくなるおそれがあります。どんな内容でも、「話してくれてありがとう」と言ってあげてください。

子どもが「嫌だった」と言ったときに、「嫌だったんだね」と繰り返すのはOKです。

このリーフレットに関する問合せ先
東京地方検察庁総務部犯罪被害者支援室 ☎03-3592-5611（代表）

教職員の皆様へ

児童・生徒から 被害を打ち明けられたら

初期聴取のポイント



子どもが被害にあった疑いがあるとき、
学校での最初の対応がその後の子どもの
安全に大きく貢献します

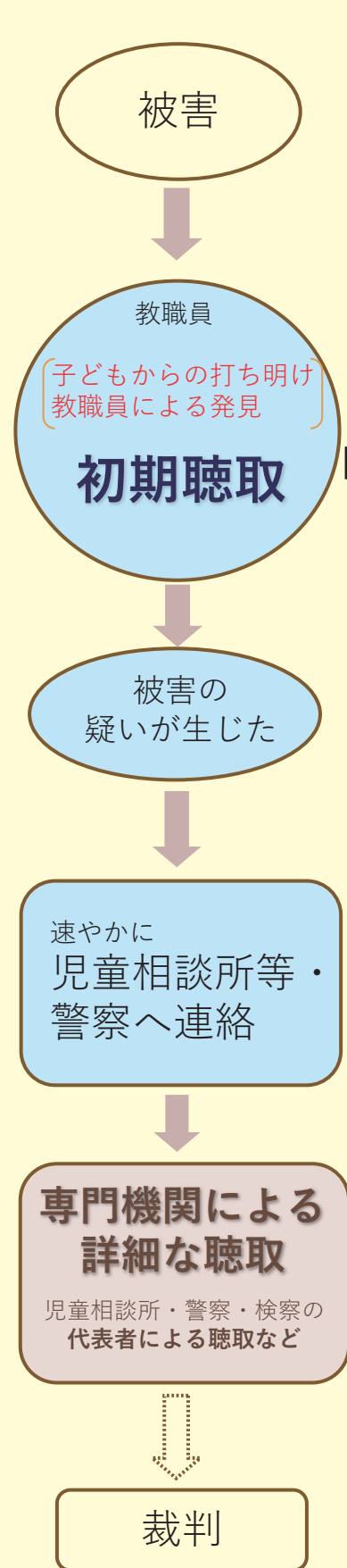
子どもの話を受け止めて（初期聴取）、
司法・福祉につないでください

子どもは先生を信頼しているからこそ
最初に話してくれます

子どもの声を受け止めていただいて
ありがとうございます

子どもを守る体制の輪を一緒に作り
ましょう

東京地方検察庁・警視庁・東京都児童相談所・
特別区児童相談所

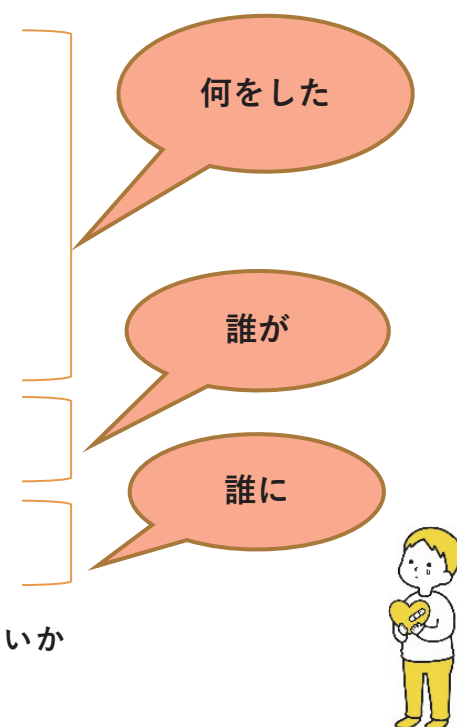


初期聴取のポイント

- ▶ 「誰が、誰に、何をした」のみを聞いてください
(詳細な聴取は専門機関が行います) 🖐️①
- ▶ 「誰が、誰に、何をした」が明らかになったら、それ以上は踏み込まないようにしてください
速やかに、家庭内の虐待は子ども家庭支援センター又は児童相談所へ、それ以外は警察へ、連絡をお願いします 🖐️②
- ▶ 正確に記録を取ってください 🖐️③

<望ましい聴取例>

- 児童・生徒「先生、あのね」
教職員「どうしたの？」 🖐️④
- 児童・生徒「エッチなことされた」
教職員「エッチなことってどんなことされたの？」
児童・生徒「お尻を触られて…」
教職員「うん」 🖐️⑤
- 児童・生徒「で、いやだった」 🖐️⑥ 🖐️⑦
教職員「誰がしたの？」
児童・生徒「近所のお兄さん、〇〇くん」
教職員「誰にしたの？」
児童・生徒「私」
教職員「そうか、よく話してくれたね。どうしたらいいか
大人も一緒に考えるからね」 🖐️⑧



🖐️ ポイントの解説

- 🖐️① 詳しく聞きすぎない、聞き出そうとしない。子どもにとって被害を思い出して詳しく話すのは大変つらいことです。初期聴取で詳しく聞いてしまうと、後の代表者聴取のときに、再度同じ話をするのがつらくなったり、嫌になったりするおそれがあります。また、同じことを繰り返し聞かれると、話が変わってしまうおそれがあります。管理職など別の人が再度同じ質問をするのも避けてください。
- 🖐️② 何らかの被害が疑われる場合、
●児童相談所等が虐待の有無を調査・確認します
●警察・検察が犯罪の有無を捜査します
詳細な聴取は、これら専門機関に任せてください（「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き：文部科学省」等）。
先生方は子どもが普段どおりの生活を送れるよう支援してあげてください。
- 🖐️③ 子どもの言葉や表情、態度、聴取者の質問した言葉を、その言葉どおり、できるだけ正確に記録してください。また、その話をする前後にあったことや子どもの様子も記録してください。
子どもの福祉のためにも、また、裁判になった場合にも、初期聴取で子どもがどのように被害を話し始めたのか、どんな質問にどのように答えたのかが重要です。初期聴取をした方の証言が必要になることもあります。そのためにも正確な記録が重要です。
- 🖐️④ 暗示や誘導を与えないように、オープンに質問（「全部教えて」など、自由に答えられる質問）します。
- 🖐️⑤ 途中で話が止まる場合は、相づちなどで促します。ただし、自発的に話そうとしていないのに、聞き出そうとはしないでください。話すのに時間がかかったり、言いにくそうにしている場合には、子どもが自分から話し始めるまで待ってあげてください。
- 🖐️⑥ 子どもが話している間は、遮らずに聞きます。
- 🖐️⑦ 具体的な日時（いつ）や回数、頻度は、小学生以下（特に10歳以下）の子どもには答えるのが難しい質問です。分からずに適当に答えて不正確な話をするおそれがあります。聞きたくなる気持ちは分かりますが、子どもから自発的に話さない限り、聞き出そうとせず、専門機関に任せてください。
- 🖐️⑧ 子どもがさらに話をしてきたときは、遮らずに聞きます。
けれども、さらなる質問はしないでください。「話してくれてありがとう。あなたの安全を一緒に考えてくれる人にお話ししよう」と伝えます。話したこと、話そうとしたことを大げさにならずに端的にねぎらうことは、話した子どもの気持ちや態度を支えることにつながります。

その他のポイント 🖐️ (裏面)